

環境にやさしいまちをつくる

第1章 足元からの行動を広げる

1 環境を守り育てる“足元からの行動”

私たちのまわりでは、さまざまな環境問題が起きています。地域には、大気汚染やごみ問題、ポイ捨てなど未解決の問題が数多くあります。みどりの減少も続いています。広く地球全体に目を移すと、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題や有害化学物質による汚染の広がりなどが、人や生物の存続にもかかわるような、重大な問題を引き起こしています。

これらの環境問題では、私たちの生活や事業活動など日常的な活動が原因になっている場合が多くあります。たとえば、家庭や工場、事務所などにおいて、私たちは、電気・ガスなどのエネルギーを大量に使います。電気やガスを使えば、直接、間接に二酸化炭素が排出されます。この二酸化炭素は、地球温暖化を引き起こす代表的な原因物質です。一人ひとりによる排出量は少なくとも、70万人の練馬区民、1億2千万人日本人、60億人を超える人類の日常生活や事業活動から出る量は膨大なものになり、地球温暖化の原因となるまでになっています。

このように、日常生活や事業活動での利便性の追求が、結果として、私たち自身をとりまく環境の悪化としてはね返ってきています。言葉を換えれば、今日の環境問題の多くで「私たちが被害者であると同時に加害者でもある」という特質が見られます。

このような問題は、特定の発生源を法令等で規制するという従来の産業型公害解決の枠組みだけでは解決できません。区民一人ひとり、事業所ひとつひとつが、生活や事業活動のそれぞれの場面で、環境を意識し環境に配慮した行動をとることが求められます。この環境配慮行動が区民・事業者の間に広がっていくようにするためには、新たな仕組みも必要とされます。そして、それぞれが努力するだけでなく、地域住民、事業者、行政などが連携協力していく仕組みをつくることも、環境問題の解決のために不可欠です。

地球温暖化などの大きな問題も、それぞれの家庭・事業所でできること、地域でできることを着実に進めていくこと＝足元からの行動＝が解決へのかぎとなります。

この章では、以上のような考えに立って区が進めている施策や事業の現状等を紹介し、紹介する項目はつぎのとおりです。

- (1) 練馬区環境基本条例
- (2) 環境都市練馬区宣言
- (3) 練馬区環境基本計画 2001－2010（改定計画）
- (4) 練馬区民環境行動方針とその推進
- (5) 練馬区環境学習推進計画
- (6) 環境教育啓発事業
- (7) 区民への情報提供

- (8) 地球環境問題などの解決に向けた足元からの行動の促進
- (9) 練馬区地域省エネルギービジョン
- (10) 練馬区地球温暖化対策地域推進計画

2 足元からの行動を広げる仕組みと取り組み

(1) 練馬区環境基本条例(平成 18 年練馬区条例第 58 号)

“環境の世紀”といわれる 21 世紀は、さまざまな環境問題の解決をめざして、地域住民、事業者、行政などが連携協力して行動することが求められます。また、区の環境保全施策も、明確な方針のもとで、総合的かつ計画的に進めていかなければなりません。

練馬区では、このような連携協力の基盤となり、区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組み（フレームワーク）として平成 18 年 6 月 29 日に「練馬区環境基本条例」を制定し、8 月 1 日に施行しました。

環境基本条例と環境保全施策

環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、区・事業者・区民の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を条例として定めることにより、練馬区における環境保全を総合的、計画的に推進することを目的としています。

練馬区では、平成 5 年度と平成 12 年度に「練馬区環境基本計画」を策定し、平成 18 年度からは「練馬区環境基本計画 2001－2010」の改定に着手しました（19 年度改定）。また、「水辺ふれあい計画」「リサイクル推進計画」「環境美化行動計画」などの個別計画を策定するなど、区の環境保全施策の総合的、計画的な推進に努めてきました。また、「リサイクル推進条例」「ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」「アスベスト飛散防止条例」など、施策の推進に必要な条例を制定し運用しています。

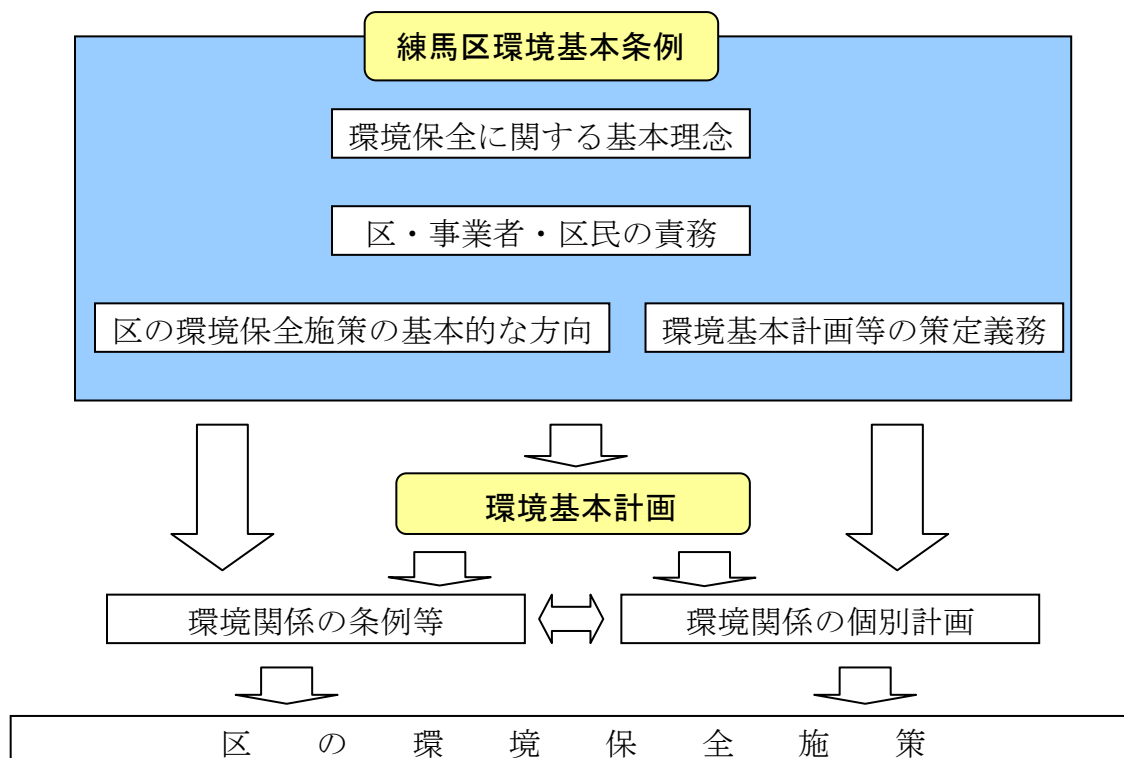
しかしながら、今後は、区の施策を区民・事業者・区の連携を基礎として、ますます効果的に立案、実施することが求められます。そのためには、個別の施策が、それらを貫く理念のもとに総合的、計画的に推進されることが必要です。また施策が安定的に推進されるためには、その内容や方向性が法的な根拠をもつことも必要です。

これらの考えから、練馬区では、平成 18 年 6 月に練馬区環境基本条例を制定し、8 月に施行しました。

環境基本条例により、従来から進めている環境基本計画や個別計画の策定、環境情報の区民等への提供、環境学習の推進など、区の環境保全施策の内容が、法的担保となる条例に位置づけられ、また環境審議会などの新たな仕組みが創設されました。

区は、この環境基本条例を基本として、環境保全施策を区民・事業者と連携協力しながら進めています。

【環境基本条例と環境基本計画の関係の模式図】



練馬区環境基本条例の概要と特徴

※ 練馬区環境基本条例の全文は、本書巻末の「環境保全関係の主な法令・条例等」に掲載しました（196 ページ）。また、練馬区のインターネットホームページにも掲載されています。

① 練馬区環境基本条例の概要

ア) 基本理念

良好な環境を次世代に引き継ぐこと、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築くこと、日常生活や事業活動全般において環境保全を進めることを基本理念としています。

イ) 区の責務など

区をはじめ、事業者、区民、区内で活動する人の責務をそれぞれ定め、相互に連携協力するよう努めることを定めています。

ウ) 環境保全に関する計画や区の施策の策定など

環境保全に関する基本的な計画（環境基本計画）の策定を区長の義務としました。また、施策の策定や施設の建設などに際して環境に配慮することを定めています。

エ) 区民参加や区民への支援など

区は、環境保全に関する区民の参加を進め、環境に負荷をかけない区民活動を支援する仕組みの整備を図るとともに、環境学習を推進し、環境保全に関する知識・意識の普及啓発に努めることを定めています。

また、区は、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に応じて区民や事業者に措置を要請することができることを決めました。

わ) 環境に関する調査研究

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成するなどして、公表することを定めています。また、環境に関する情報を区民・事業者を提供することを定めています。

か) 環境審議会

区の環境保全に関する施策や事業に関して意見を聴くため、区長の諮問機関として「練馬区環境審議会」を設置することやその基本的事項を定めています。

② 練馬区環境基本条例の特徴

練馬区環境基本条例には、他の自治体の環境基本条例と比較してつぎのような特徴があります。

ア) 区は、区民・事業者が自らの環境保全行動の方針や取り組み内容を定める計画づくりを支援することとしています。(練馬区民環境行動方針を条例に位置づけしました。)

イ) 区の施策として、23区内にありながら、約280ヘクタール*残っている農地のさまざまな環境保全機能(みどりの保全、都市景観、地下水浸透などさまざまな環境保全に役立つ機能)の増進を図ることを明確にしています>(*条例制定当時)



練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例第22条に基づき、「区の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、区長の付属機関」として練馬区環境審議会を平成18年12月に設置しました。

練馬区環境審議会は、区長の諮問に応じて、「基本計画に関すること」「区の環境の保全に関する基本的事項」について調査審議します。

平成19年度に練馬区環境審議会は7回開催され、練馬区環境基本計画2001-2010改定などを議題としました。平成20年度中においては、8月現在で1回開催され、地球温暖化対策地域推進計画について議題としました。

(参考) 練馬区の周辺の自治体における環境基本条例の制定状況

23特別区では、平成19年度末現在、12区で環境基本条例が制定されています。(港区、新宿区、墨田区、江東区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、練馬区、足立区)

練馬区は、23区で10番目の環境基本条例制定区です。

また、練馬区に隣接する9区市の中では、中野区、杉並区、豊島区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、和光市、新座市の8区市で環境基本条例が制定されています。

(2) 環境都市練馬区宣言(平成 18 年 8 月)

1 環境都市練馬区宣言とは

「環境都市練馬区宣言」は、練馬区環境基本条例に沿って、区民・事業者・区を挙げて、地域環境、地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにすることにより、今後、一層の努力を傾けて、より良い環境をつぎの世代に引き継いでいくために一層の努力を傾ける契機とすることを目的としています。すなわち、「環境都市ねりまをめざす」宣言です。

練馬区では、過去、3つの都市宣言を行っています。

- ① 非核都市練馬区宣言（昭和 58 年 10 月 3 日）
- ② 交通安全都市練馬区宣言（平成 10 年 12 月 15 日）
- ③ 健康都市練馬区宣言（平成 13 年 10 月 8 日）

環境都市練馬区宣言は、これらに続く練馬区 4 番目の都市宣言です。

環境都市練馬区宣言自体には、条例のような法的拘束力はありませんが、区として環境保全に取り組む意思と姿勢を示すという点では、大きな意味があると考えます。

この宣言が、練馬区環境基本条例を後押しし、区民・事業者・区の環境保全の取り組みを推進するひとつの契機となることを期待しています。

この環境都市練馬区宣言は、区民が原案を作成しました。その原案をもとに区の内
部で検討を進め、宣言文案を作成し、区議会に提案して議決を受けることにより決定
しました。

2 環境都市練馬区宣言

環境都市練馬区宣言は、つぎのとおりです。

環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっていきます。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、

みどりや水と共生する美しいまち

安全で健康に暮らせる生活環境のまち

資源やエネルギーを大切に作る循環のまち

環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち

を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成18年8月1日

練馬区

(3) 練馬区環境基本計画 2001－2010（改定計画）（平成19年9月改定）

計画改定の考え方

① 計画改定の目的

練馬区では、平成5(1993)年度に、平成12年度を目標年度とする最初の「練馬区環境基本計画」を策定しました。この計画に基づいて、従来の公害対策行政から、

環境行政への拡充や区民参加など新たな考え方に基づく施策を推進してきました。

さらに、21世紀の初頭期における区の環境施策の基本的方向を築き、区民・事業者・区の役割を明確にするために、平成12(2000)年度に「練馬区環境基本計画2001-2010」(当初計画)を策定しました。

この第2次となる環境基本計画は、「環境基本条例」の制定、区民・事業者による「区民環境行動方針」の策定など環境保全の枠組づくりを進める一方、区民・事業者との協働をさらに推進するとともに、区の環境保全施策の具体的イメージを明らかにして区民に分かりやすいものとする、環境マネジメントシステムの導入により施策の着実な推進を図るなど、より高い実行性をめざす役割をもった計画です。

「練馬区環境基本計画2001-2010」(当初計画)は、以後、環境基本条例の制定、環境都市練馬区宣言の実施、区民環境行動方針の策定など、一定の成果を挙げてきましたが、区の環境施策を取り巻く状況は近年、さらに大きく変化しました。特に、以下のような状況の変化に対応するため、当初計画を見直す必要が生じました。そのため、区は、平成19年9月に当初計画の改定を行いました。

- 地球温暖化対策や自動車排出ガス規制などにおいて、社会状況の変化、国や東京都の施策に新たな展開が見られます。「京都議定書」の発効により、わが国の温室効果ガス排出削減の履行が求められ、国民、産業界、地方公共団体を挙げて対策を進める必要性が生じました。さらに、京都議定書以降のさらなる温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを開始する時期になっています。
- 環境の保全を進めるために、区民・事業者の自主的な環境行動を広げ、深めることがより重要な意味を持つようになり、そのための区の施策を明確にする必要が生じています。
- 区の最も基本となる計画であり、区政運営の指針となる「練馬区新長期計画」が策定され、環境保全に係る施策体系が大幅に見直されました。
- 「練馬区環境基本条例」が制定、施行され、区の環境保全の基本理念が明確になるとともに、環境基本計画の策定が義務化されました。また、「環境都市練馬区宣言」により、区の環境保全に対する姿勢が内外に明らかにされました。これに沿った施策運営が求められています。

② 改定計画の期間

当初計画の計画期間は、平成13(2001)年度から平成22(2010)年度までです。今回の改定は、当初計画の方向を大きく変化させるものではなく、練馬区新長期計画の計画年度も同じく平成22年度までであることを考え、平成22年度までという当初計画の期間は変更しません。

③ 改定計画の前提となる視点

当初計画と同様、つぎの4つの視点を前提として施策を推進します。

- 住民・事業者・区(行政)の役割と協働
- 環境意識・行動を広げる仕組みづくり(=システム化)

- 区の率先実行
- 評価と見直し(=マネジメント)

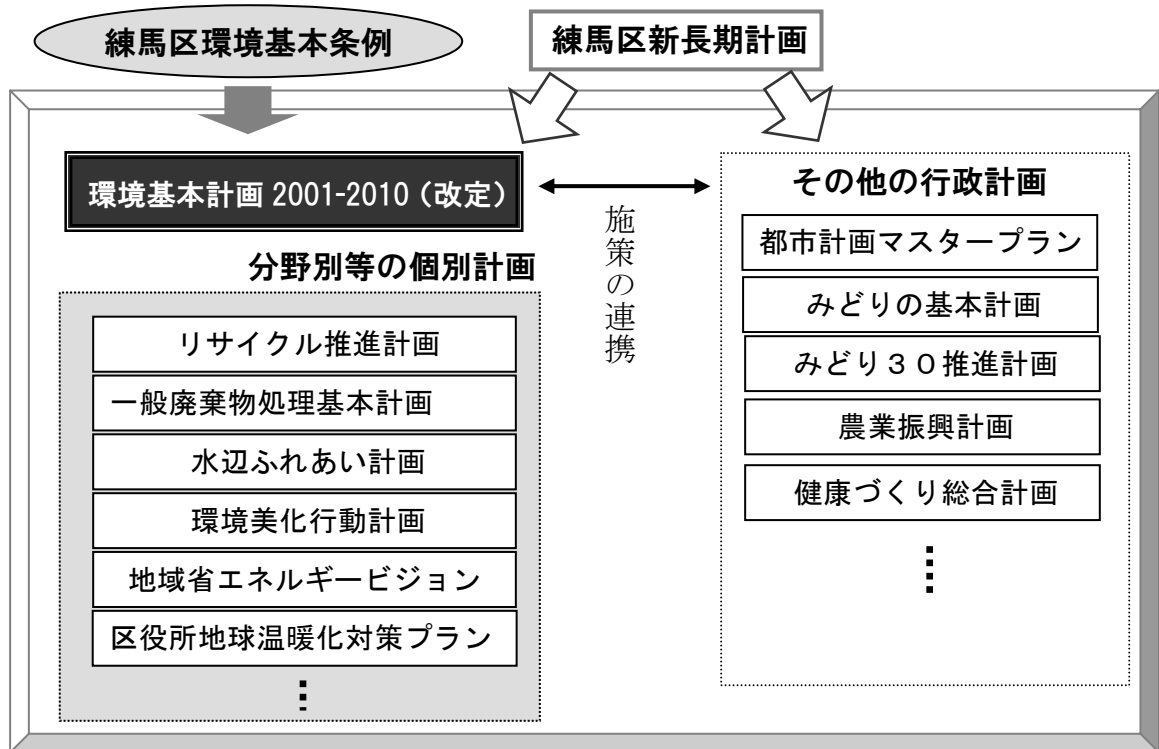
④ 改定計画の性格・他の計画との関係

改定計画は、練馬区環境基本条例第 9 条に規定される、「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画」にあたり、環境の保全に関する目標、環境の保全に関する施策の体系、方針および推進方法を定めるものです。

また、練馬区新長期計画の下位計画として、新長期計画の環境保全施策に関する内容をより具体的に示す計画でもあります。

さらに、環境に関連する個別計画を総括し、関連施策を体系的に進めるための方向付けや、新たな方向性を示す役割も担います。

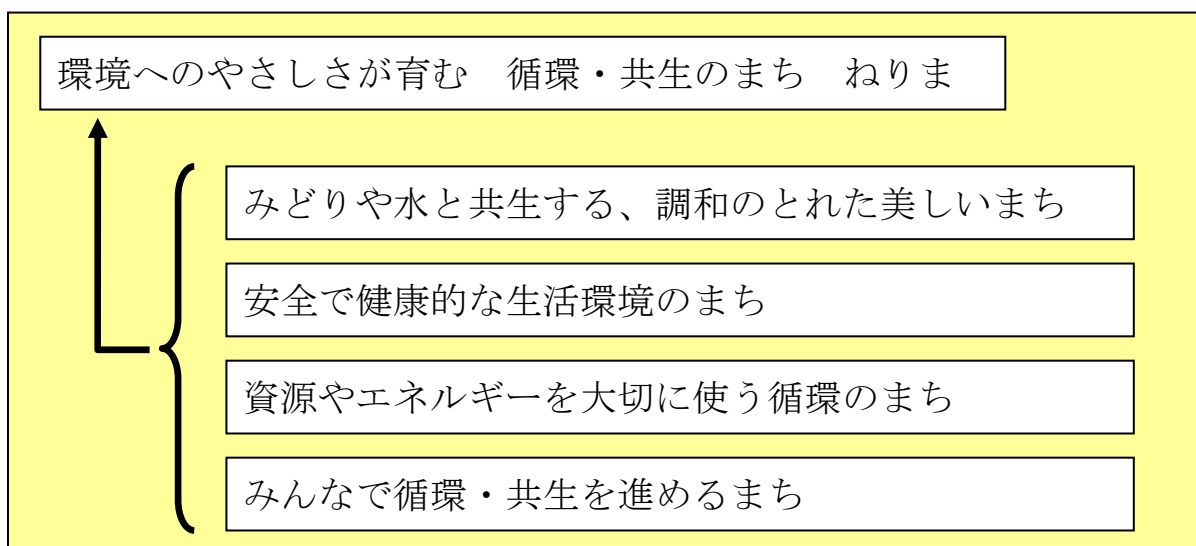
環境基本計画と関連計画等との関係は、つぎのとおりです。



改定計画における望ましい環境像と計画目標

① 望ましい環境像

練馬区がめざす望ましい環境像はつぎのとおりです。



この望ましい環境像は、練馬区環境基本条例の基本理念に従って環境都市練馬区を築くことを宣言した「環境都市練馬区宣言」の4つの取り組み方針「みどりや水と共生するうつくしいまち」「安全で健康的に暮らせる生活環境のまち」「資源やエネルギーを大切に使う循環のまち」「環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち」をもとに設定しました。当初計画のめざす環境像と基本的に変わるものではありません。

② 基本目標

「環境へのやさしさが育む 循環・共生のまち ねりま」の実現に向けて、目標年次までに、つぎの状態の達成を目標にして区の施策を推進します。

■柱Ⅰ：「みどりや水と共生する、調和のとれた美しいまち」にするために

基本目標Ⅰ－１：

- ◎緑被率30%回復に向けて、緑被率が増加傾向に転じている。
- ◎豊かな自然環境の回復と区民とのふれあいを深める道筋が確立している。

基本目標Ⅰ－２：

- ◎ポイ捨て、落書き、歩行喫煙を防止する活動が、各地域において、区民・事業者・区の協働により進められている。
- ◎調和のとれた、練馬らしい都市空間づくりを進めるための仕組みが確立している。

基本目標Ⅰ－３：

- ◎まちづくりに伴う環境負荷を抑制し、調整するための仕組みが拡充され、的確に運用されている。

■柱Ⅱ：「安全で健康的な生活環境のまち」にするために

基本目標Ⅱ：

- ◎自動車交通公害、産業型公害などの防止により、大気汚染等にかかる環境基準が達成、維持されさらに一層の改善が図られているとともに、さまざまな公害現象についてもその改善が進んでいる。
- ◎工場等における有害化学物質の適正管理の徹底が図られている。

■柱Ⅲ：「資源やエネルギーを大切に使う循環のまち」にするために

基本目標Ⅲ－１：

- ◎省エネルギーの環が広がり、京都議定書によるわが国の温室効果ガス排出量削減の目標の達成やヒートアイランド現象の防止に、地域として貢献している。
- ◎地球温暖化の防止に向けたさらなる温室効果ガス削減の取り組みに着手している。

基本目標Ⅲ－２：

- ◎ごみ半減に向けて、ごみ排出量が低減している。
- ◎リサイクル活動が活発となり、資源化率が向上している。
- ◎ごみ出しルールが徹底されるとともに、ごみが適正に処理されている。

■柱Ⅳ：「みんなで循環・共生を進めるまち」にするために

基本目標Ⅳ－１：

- ◎区民・事業者の間に環境を大切にする意識が広まり、日常の活動において環境配慮を実践する区民・事業者が増えている。
- ◎環境に関する知識や技術をもつ区民・事業者等と協力して、環境情報の普及や環境学習の推進を図るための仕組みが強化されている。

基本目標Ⅳ－２：

- ◎区の政策形成や事務事業における環境配慮が強化され、着実に進んでいる。

改定計画における環境保全施策

改定計画においては、つぎのような重点施策等を掲げています。

- ア) 「みどり 30 推進計画」等によるみどりの量的回復に加え、区民参加による生態系の実態調査「区民と見つけるねりまの自然」の着手など、自然環境の保全に総合的に取り組む方向性を示しました。
- イ) 大気汚染の実態をよりの確に把握するため、浮遊粒子状物質の測定の強化を図るとともに、環状第 8 号線沿道の常時測定室を増設します。

ウ) 地球温暖化対策に関する区の役割を果たすため、エコライフチェックなど、効果的な知識・意識の普及啓発の推進等により、多くの区民に日常生活におけるエコライフの取り組みを広げて、民生部門における二酸化炭素排出量の抑制を図るとともに、グリーン電力証書制度の活用や他自治体との連携による新たな取り組みにより、自然エネルギーの利用を増やしていく方向を提案しました。

また、区の率先実行を一層強力に推進するため、区立施設への ESCO 事業の導入やその改修・改築等における省エネルギーガイドラインの策定を進める方向を明らかにしました。

エ) リサイクルおよび環境学習等の拠点としてリサイクルセンターの整備を進めます。

カ) 環境に関する情報の提供や環境学習の総合的、体系的な推進を一層推進するため、(仮称)練馬区環境学習推進計画を策定するほか、メールマガジン等を利用した情報提供を進めます。

改定計画の推進

練馬区では、当初計画に基づいて、練馬区環境基本条例の制定をはじめ、さまざまな環境保全施策の推進のための枠組みづくり、仕組みづくりを進めてきました。

この改定計画の内容は、練馬区環境基本条例と当該条例に基づく練馬区環境審議会、改定計画に導入した「環境指標」や ISO14001 などの環境マネジメントシステム、ねりまエコ・アドバイザーなどの区民や事業者との協働の仕組み、国・東京都・23 区等との連携の仕組みなどを適切に運用し、また必要な拡充を図りながら、的確かつ着実に推進していきます。

① 練馬区環境基本条例

平成 18 年 6 月 29 日に制定され、同年 8 月 1 日に施行された練馬区環境基本条例は、区の環境保全を進める最も基礎的な枠組みです。

この基本条例に定める理念や区の施策の基本的方向を実現化するために、環境基本計画や個別計画を定め、さらに、環境指標や環境マネジメントシステムを利用して計画の着実な推進を図るということが、環境保全施策を推進する基本的なスキーム(枠組み)になります。

環境基本条例に定める、区が環境施策を進めるにあたっての枠組みとしては、つぎのような事項が挙げられます。

② 練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例は、区の環境基本計画および環境の保全に関する基本的事項については、審議会に諮問し、区民・事業者および専門家等の意見を反映した審議会答申を受けて、策定等を進めることが定められています。

このほか、環境影響評価における区長意見など、必要な事項については、審議会に報告し、その意見を聴きながら区の考え方等を検討します。

③ 環境マネジメントシステム ISO14001

練馬区では、平成 13 年 11 月、環境の保全のための取り組みを着実に推進するための環境マネジメントシステムとして、国際規格 ISO14001 の認証を取得し、この仕組みに基づいて区の事務事業の執行にあたって環境の保全に積極的に取り組んでいます。

平成 13 年度の認証取得の時点では、環境マネジメントシステムの適用範囲（サイト）は、区立学校・幼稚園を除く、区が設置・管理するすべての施設でした。

その後、平成 16 年 11 月には、ISO14001 の認証を更新しました。更新に際し、適用範囲に区立学校・幼稚園を含め、指定管理者施設を除く全施設を ISO14001 の適用範囲としました。指定管理者施設については、区が契約等にあたって、環境配慮の要請を行うとともに、エネルギーの使用状況等の調査を求めています。

さらに、平成 19 年 11 月、ISO14001 の 2 度目の更新審査を受審し、認証を更新しました。

環境マネジメントシステムは、区長の環境方針のもとで、P（PLAN＝計画）、D（DO＝実施および運用）、C（CHECK＝点検）、A（ACTION＝見直し）のサイクルにより、環境保全活動を継続的に改善していくためのツール(道具)です。特に、C（＝点検）の部分は、内部の監査員による監査、外部審査機関（環境マネジメントシステムの専門家）による監査を組み合わせ、有効な点検が可能な仕組みです。

改定計画の期間も引き続き、環境マネジメントシステムにより、区の事務事業の実施に伴う環境負荷の着実な抑制に努めるとともに、環境保全施策の推進や環境教育の充実に活用していきます。

④ 行政評価

練馬区では、区の全施策・全事務事業について、平成 14 年度から行政評価を取り入れ、事務事業および施策の成果、効率性などを指標を用いて総合的に評価し、事務事業の内容や施策の展開のあり方の見直しに活用しています。施策評価については、行政評価委員会を設置し、区民の目で区の施策の点検、評価を実施しています。

この中で、環境保全のための施策・事務事業についても、点検、評価し、見直しを行っています。また、すべての事務事業、施策について環境配慮の取り組み内容について評価を行っています。

行政評価の結果は、インターネットホームページ等で公表しています。

改定計画の期間も引き続き、行政評価の内容を改良しつつ、その仕組みを活用して環境施策の継続的改善に役立てていきます。

⑤ 環境指標

環境基本計画の進捗状況を評価し、見直しのためのツールのひとつとして、「環境指標」を導入しました。

環境指標による進捗管理は、平成 22 年度をめざしその拡充、定着を図っていくこととし、当面は、環境指標として、行政評価・新長期計画の成果指標等を最大限活用することとしています。

また、現段階で分かりやすい指標が見出せない場合は、事業の進捗状況や区民・事

業者・区の努力の結果を示す指標を環境指標に設定し、計画期間中に、より分かりやすい指標の導入を検討することとしています。

(4) 練馬区民環境行動方針とその推進

練馬区民環境行動方針の策定

日常生活に起因する環境問題を解決するためには、環境への影響を少なくすることを私たち一人ひとりが考え自発的に行動するだけでなく、一人ひとりの取り組みを全区的に広げていく仕組みも必要です。区民、事業者、区やNPOなどの組織や団体が、ともに考え、みんなで共有し、ともに実行していくという考え方が、このような行動を広め、仕組みづくりを進めるうえで極めて大切です。特に、区民、事業者自身の発想や工夫がもっとももっと生かされなければなりません。

「練馬区長期総合計画」と「練馬区環境基本計画 2001－2010」では、「(仮称)区民環境行動方針」の策定を計画化しました。環境保全のために、区民や事業者自身はどのような役割を担っているか、どのような自発的行動が可能かを考え、そして具体的な行動プロジェクトを検討しようとするものです。

区が呼びかけ、これに賛同して 94 名の区民・事業者が集まりました。これを母体に、平成 14 年 12 月に「練馬区民環境行動方針検討会議」が結成されました。検討委員は、自らの手で、区民・事業者の参加も呼びかけながら、勉強し、考え、議論し、延べ 301 回にのぼる検討を行って、平成 16 年 8 月に、区民・事業者の共有できる方針とそれを普及・推進するために提案するプロジェクトから成る「練馬区民環境行動方針」を完成させました。

練馬区民環境行動連絡会の結成とその活動

練馬区民環境行動方針の完成(平成 16 年 8 月)をもって練馬区民環境行動方針検討会議は活動を終了しました。続けて、方針に提案されたプロジェクトから選ばれた“先行して検討するプロジェクト案” 22 件の具体化、実現化を図るために、検討委員の有志を中心に実行グループが結成され、活動を続けています(平成 20 年 8 月時点 5 グループ*)。

*自然環境練馬くらぶ、練馬ごみ・フォーラム、まち環境ねりま倶楽部、エコライフエネルギープロジェクト、環境教育支援プロジェクト

これらのグループが中心になり、グループ間の連絡・調整等を図ってプロジェクトのさらなる推進に資するための組織づくりが検討され、平成 17 年 4 月、「練馬区民環境行動連絡会」が発足し、活動をしています。

平成 19 年度は、各実行グループがそれぞれに、または区や他の区民団体と共同で活動を広げるとともに、区の支援・協力等のもと、区民環境行動講演会(11 月と 20 年 3 月の 2 回**)、広報紙の発行(12 月と平成 20 年 2 月の 2 回)を行いました。

- ** 第1回：平成19年11月10日、武蔵大学 「“地球温暖化” - スーパーコンピュータが描く未来 -」 <講演（講師＝NHK 制作局第二制作センター科学・環境番組部チーフプロデューサー 落合淳氏） 75名参加>
- 第2回：平成20年3月15日、練馬区職員研修所「リサイクル食器…ご存知ですか」
<講演（講師・討論会＝岐阜県セラミックス研究所主任研究員 長谷川善一氏、食器リサイクル全国ネットワーク 江尻京子氏） 80名参加>

区の役割

練馬区民環境行動方針の策定を通じて、区は検討会議事務局として会議の運営を行うとともに、情報の収集・提供や他の組織との調整等を行って、検討会議の検討作業を支援しました。

方針の完成後は、プロジェクト実行グループの結成や活動の支援、練馬区民環境行動連絡会の結成の支援をしました。

平成17年度、練馬区民環境行動連絡会が結成された後は、連絡会幹事会で意見交換を行っています。年2回の区民環境行動講演会を共催し、同じく年2回の広報紙の編集・発行を支援しました。また、必要に応じ、共同事業の実施、環境行動連絡会の活動への協力などを行っています。

練馬区民環境行動方針 HP：<http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/koudouhousin2/top.html>

(5) 練馬区環境学習推進計画

練馬区の環境学習を推進する計画の策定

平成16年10月に全面施行された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下、「環境保全活動・環境教育推進法」と呼びます。）第8条で地方自治体に、その区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進、環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、公表する努力義務が規定されています。

練馬区では、平成19年度に、区の環境学習・環境教育のあり方や、区民、事業者、区の担うべき役割を明らかにし、区民・事業者が総合的体系的に環境教育・環境学習に取り組める施策を推進する「いっしょに学び 未来につなぐ ねりまの環境－練馬区環境学習推進計画－平成20（2008）年度～平成22（2010）年度」を策定しました。

策定にあたっては、区民・事業者・行政の環境学習関係者から広く意見を聞くため、環境学習関係者と学識経験者による「練馬区環境学習推進計画区民検討会議」を設置し、計画の考え方や盛り込む事項を検討して区に提案していただきました。

練馬区環境学習推進計画は、その提案に、区環境清掃部長をはじめ区の関係職員で構成した「練馬区環境学習推進検討会議」においてさらに検討を加え、その後、区民へのパブリックコメントを経て策定したものです。

検討委員および検討の経過は次のとおりです。

1. 「練馬区環境学習推進計画区民検討会議」委員名簿

(五十音順、敬称略)

座長	阿部 治	立教大学社会学部教授	学識経験者委員
	荒川 高一	練馬区練馬清掃事務所	環境学習活動を実施している事業者
	岩間 美代子	ねりまエコ・アドバイザー	ねりまエコ・アドバイザーからの選出
	小山内 均	練馬区立八坂小学校副校長	教育関係者委員
	菊地 千恵子	練馬区教育委員会社会教育主事	教育関係者委員
副座長	佐藤 真久	武蔵工業大学環境情報学部講師	学識経験者委員
	萩谷 磨	練馬区教育委員会指導主事	教育関係者委員
	引地 右子	練馬環境学習交流機構事務局長	区立リサイクルセンターからの選出
	松永 潤一郎	東京青年会議所第三地区特別委員会練馬地区	環境学習活動を実施している事業者
	村田 千尋	NPO 法人みどり環境ネットワーク！事務局長	区内の環境学習関係NPOからの選出

2. 計画の検討経過

区民検討会議＝練馬区環境学習推進計画区民検討会議

庁内検討会議＝練馬区環境学習推進検討会議

	主 な 検 討 内 容 等
平成 19 年 7 月 27 日 区民検討会議 (第 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱 (仮称) 練馬区環境学習推進計画の検討の考え方とスケジュール 会議の運営方法および検討の進め方
平成 19 年 8 月 24 日 区民検討会議 (第 2 回)	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の環境教育・環境学習に関する調査結果 (速報) 委員の環境学習・環境教育の実践活動・課題の報告と計画への提案
平成 19 年 9 月 区民団体等の環境教育・環境学習に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動を主な活動分野とする練馬区内の活動団体、事業者および個人 (ねりまエコ・アドバイザー、東京都環境学習リーダー、環境カウンセラー) 対象の実態調査の実施
平成 19 年 10 月 10 日 区民検討会議 (第 3 回)	<ul style="list-style-type: none"> 区民団体等の環境教育・環境学習に関する調査結果 (速報) 練馬区環境教育・環境学習計画の基本方針の中間報告
平成 19 年 11 月 21 日 区民検討会議 (第 4 回)	<ul style="list-style-type: none"> 区民団体等の環境教育・環境学習に関する調査結果 (仮称) 練馬区環境学習推進計画区民検討会議中間報告
平成 19 年 12 月 28 日 区民検討会議 (第 5 回)	<ul style="list-style-type: none"> (仮称) 練馬区環境学習推進計画区民検討会議報告 (素案) の検討
平成 20 年 1 月 9 日 区民検討会議 (第 6 回)	<ul style="list-style-type: none"> (仮称) 練馬区環境学習推進計画区民検討会議報告 (案) の検討
平成 20 年 1 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> 区民検討会議からの「(仮称) 練馬区環境学習推進計画の策定に関する提案—練馬区環境学習推進計画区民検討会議報告書—」の提案
平成 20 年 1 月 25 日 庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 「(仮称) 練馬区環境学習推進計画の策定に関する提案—練馬区環境学習推進計画区民検討会議報告書—」に関する検討→素案作成
平成 20 年 2 月 11 日～3 月 3 日 素案の区民説明会 パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案に対する区民意見の募集⇒19 名から 40 項目の意見提出 計画素案区民説明会 2 月 15 日：区役所 2 月 17 日：大泉中学校
平成 20 年 2 月 18 日 練馬区環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> (仮称) 練馬区環境学習推進計画 (素案) の報告と意見の聴取
平成 20 年 3 月 21 日 練馬区環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> (仮称) 練馬区環境学習推進計画 (案) およびパブリックコメントの意見に関する報告
平成 20 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 「いっしょに学び 未来につなぐ ねりまの環境—練馬区環境学習推進計画—平成 20 (2008) 年度～平成 22 (2010) 年度」策定

練馬区環境学習推進計画の概要

① 対象とする分野・主体

この計画は、自然環境、生活環境、市街地環境および地球環境の幅広い環境の分野における環境学習・環境教育を対象としています。

また、この計画の対象とする主体は、区民、事業者、区民・事業者の団体、学校、行政など、あらゆる主体です。

さらに、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たす「持続可能な社会」を構築するためには、「環境」を保全するだけでなく、「経済」や「社会」など、あらゆる領域における持続可能性が必要です。

区における環境学習・環境教育を進めていくには、このような幅広い分野における総合的な持続可能性を追求した学習・教育を視野に入れていく必要があります。そうした「持続可能な社会のための教育」=ESD(Education for Sustainable Development)への移行についても考慮して、計画を策定し、幅広い分野における総合的な持続可能性を追求することを視野に入れていきます。ESDについても、地域において取り組んでいく必要があります。

② 計画の位置づけ

この計画は、環境学習・環境教育の取り組みを進めている区民・事業者と連携して、総合的、体系的に進めるための区の方針であり、また、「環境保全活動・環境教育推進法」に定める地方自治体としての方針・計画と位置づけています。

区の計画としては、

- ・練馬区環境基本条例および環境都市練馬区宣言に示された望ましい環境像の実現に向けて、同条例第15条に定める環境学習および普及啓発の推進の方向に沿って、同条例第9条第5項により定める計画（練馬区環境基本計画2001-2010の下位計画）であり、

- ・環境保全活動・環境教育推進法第8条に基づく、練馬区の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進、環境教育の推進に関する方針・計画です。

③ 計画期間

この計画は、平成20年度から平成22年度までを計画期間とします。その後は、練馬区環境基本計画2001-2010の改定に合わせ、見直します。

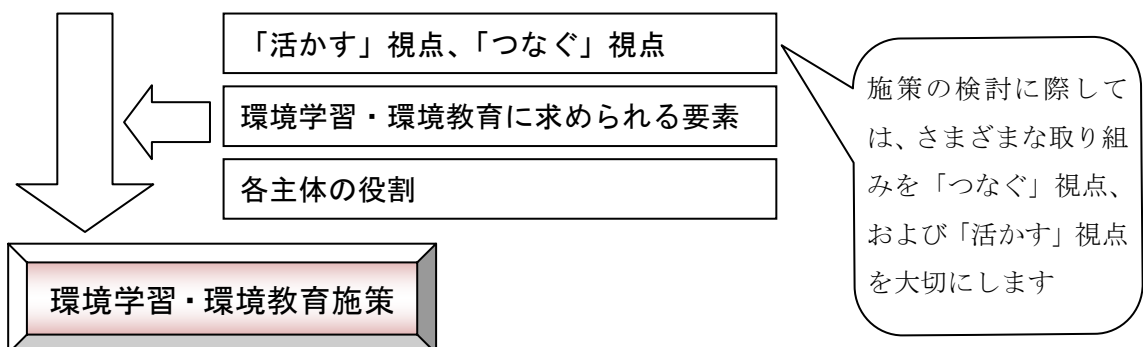
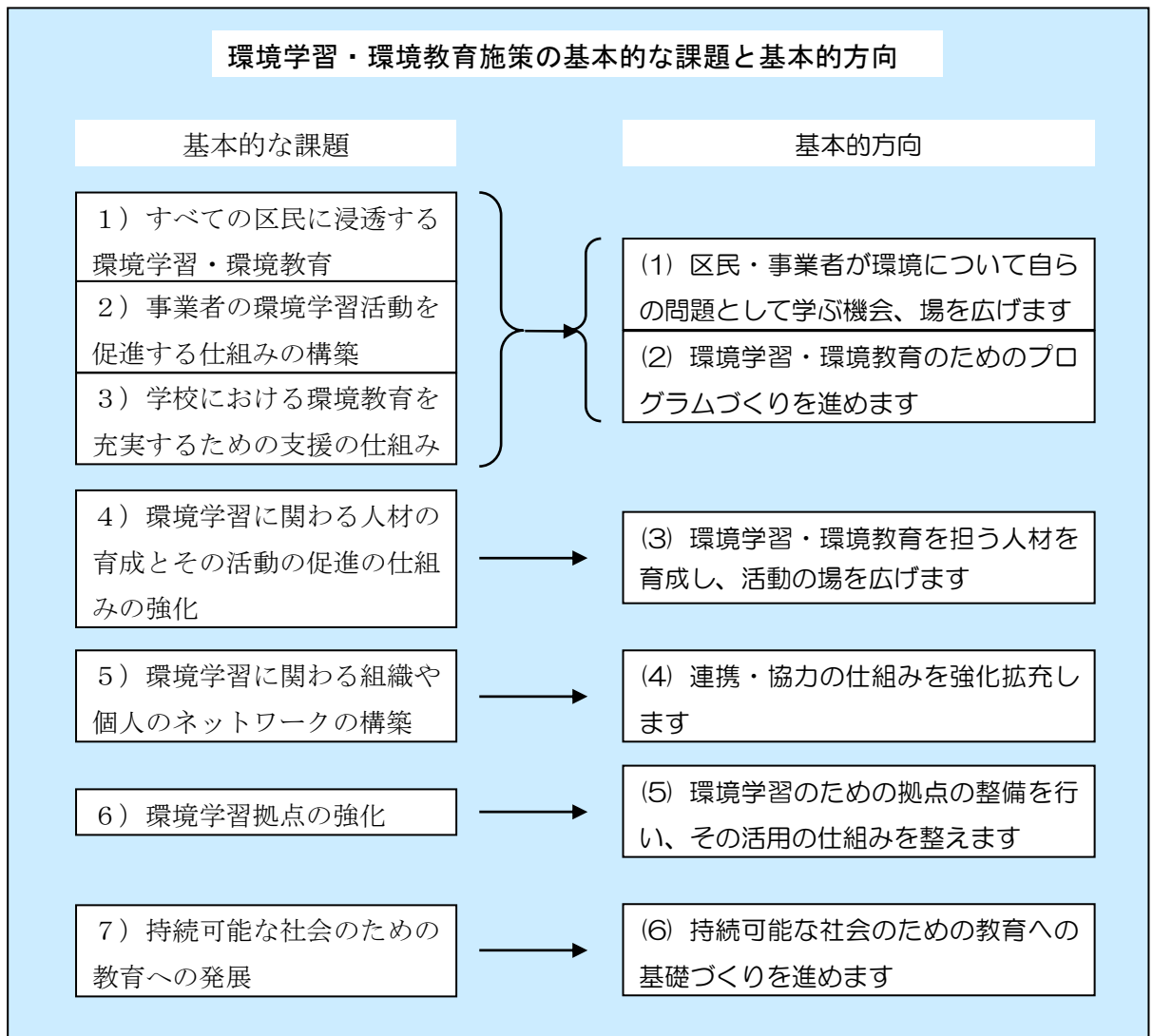
④ 環境学習・環境教育施策の方向と展開

練馬区環境学習推進計画では、つぎのような「めざすべき姿」を定め、それに向けた施策の方向と展開を検討しました。

めざすべき姿

環境に関する知識や技術をもつ区民・事業者等と区の協力により、環境情報の普及や環境学習の推進を図るための仕組みが整い、あらゆる区民・事業者および区が、その活動において、環境を大切にし、日常的に環境への配慮を実践するようになる

つぎの図の左側に記した「環境学習・環境教育施策の基本的な課題」を抽出し、右側に記した「基本的な方向」を定めて施策を検討しました。



⑤ 練馬区の環境学習・環境教育施策とその推進方策

基本的方向に沿って、つぎのような環境学習・環境教育施策を進めます。

基本的方向(1)区民・事業者が環境について自らの問題として学ぶ機会、場を広げます

- ・ 環境学習の講演会・講座等の拡充とその情報の提供
- ・ 環境イベントの拡充の工夫

- ・ホームページの拡充
- ・環境情報メールマガジンの創設
- ・双方向型普及啓発事業「エコライフチェック」の推進
- ・効果的な普及啓発事業の開発と実施
- ・自然環境調査「区民と見つけるねりまの自然」への区民参加とその活用
- ・3R意識啓発のための環境学習の推進
- ・区民・事業者の取り組みの紹介
- ・コンクール・表彰制度の拡充・新設
- ・こどもエコクラブ活動の普及と支援
- ・区民・事業者の環境学習・環境教育に関する相談等への対応
- ・「(仮称)ねりま環境の日」の制定の検討



こどもエコクラブイメージキャラクター
「エコまる」と「アース軍団」

基本的方向(2)環境学習・環境教育のためのプログラムづくりを進めます

- ・エコライフチェックの結果の環境学習への活用
- ・環境教育実施協議会の環境教育プログラムづくりへの支援
- ・区民の環境配慮の経験を活かした普及啓発の推進
- ・事業者の技術・専門性等を活かした普及啓発の推進
- ・農の環境保全機能を活かした環境学習
- ・樹林地、公園等を活かした環境学習



小学校でのエコライフチェック

基本的方向(3)環境学習・環境教育を担う人材を育成し、活動の場を広げます

- ・環境学習・環境教育を担う区民・事業者向けへの情報提供
- ・ねりまエコ・アドバイザーの養成のあり方の見直し
- ・環境学習・環境教育を実施している個人・団体の登録・紹介制度の充実
- ・環境イベントにおける区民・事業者と区の協働の推進

基本的方向(4)連携・協力の仕組みを強化拡充します

- ・環境学習・環境教育を担う区民・事業者の連携に向けた組織づくりと仕組みの検討
- ・練馬みどりの機構との連携強化
- ・練馬区環境清掃推進連絡会との連携強化
- ・ねりまエコ・アドバイザーとの連携強化およびエコ・アドバイザー相互連携の支援
- ・さまざまな自主的活動団体との共同事業の推進
- ・地球温暖化対策地域協議会の設置
- ・大学などとの連携による環境学習プログラムの検討
- ・他自治体との連携による自然エネルギー利用・環境学習の推進の仕組みの検討

基本的方向(5)環境学習のための拠点の整備を行い、その活用の仕組みを整えます

- ・環境学習の拠点としてのリサイクルセンターなどの整備
- ・リサイクルセンターにおける環境学習機能拡充の支援
- ・ビオトープ・太陽光発電などの環境配慮設備を活用した環境学習・環境教育



高松小学校みどりのカーテン



光和小学校の太陽光発電・風力発電

基本的方向(6)持続可能な社会のための教育への基礎づくりを進めます

- ・ねりま環境カレッジ等におけるE S D 関連講座の開催
- ・E S D の基礎づくりのための職員研修等の実施
- ・(仮称) 練馬区環境学習推進会議および区内環境学習推進組織による持続可能な社会のための教育に向けた検討

本計画に定める練馬区の環境学習・環境教育施策・事業については、(仮称)練馬区環境学習推進会議の設置や区内環境学習推進組織の設置、環境基本計画 2001－2010 (改定計画) による環境指標による進捗管理などの方策により、その着実な推進を図ります。

(仮称)練馬区環境学習推進会議は、区民や事業者、学識経験者により構成され、本計画により方向が示された施策・事業の具体化および実現に向けた検討を行い、区への提案ができる仕組みをつくります。

区内環境学習推進組織は、(仮称)練馬区環境学習推進会議や練馬区環境審議会による環境学習・環境教育に関する提案の検討や、区内関係部署における施策・事業についての協議などを行い、計画の推進を図ります。

そして、練馬区環境基本計画 2001－2010 (改定計画) (平成 19 (2007) 年 9 月策定) に定める環境学習にかかわる環境指標に基づき、計画の進捗状況を明らかにし、適切な見直し等を図ります。さらに、必要に応じ、環境学習・環境教育施策の進捗状況を把握するための独自の指標を検討します。

練馬区におけるESD適用のイメージ



※ 持続可能性 (=Sustainability) の視点のもとで、さまざまな分野の学習・教育をつなぎ「持続可能な社会のための教育 (ESD)」として統合し、持続可能なねりま (地域社会) および持続可能な地球に向けて進んでいくイメージを図にしたものです。
 その統合の過程で、それぞれの分野での資源、取組、施策、協働などが、ESDの考え方や取り組みの推進に活用されます。

「いっしょに学び 未来につなぐ ねりまの環境—練馬区環境学習推進計画—平成 20 (2008)年度～平成 22(2010)年度」 URL : http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/eoed_plan/top.html

(6) 環境教育啓発事業

平成 19 年度に実施した事業等はつぎのとおりです。

環境学習室

平成18年4月から指定管理者がリサイクルセンターと一体として運営しています。環境学習室において、区民の自主的な環境学習の推進と環境情報の提供を目的として、環境・リサイクル関連の図書資料（書籍等約1,673点、ビデオ・CD-R等ビジュアル資料約63点）の閲覧・貸出、インターネット常時接続パソコンの利用提供、チラシ・パンフレットなどの配布、環境学習に関する一般的な相談受付ならびに区内環境活動登録団体情報の台帳公開（平成20年8月現在16団体）等の環境学習事業を実施しています。

エコライフチェック

① エコライフチェックの意義

練馬区における温室効果ガス排出の特徴は、住宅都市としての性格から、家庭生活に起因する二酸化炭素が多くを占め、練馬区における地球温暖化対策を進めるには、区民の日常生活に伴う二酸化炭素排出の抑制が最大の課題です。日常生活にエコライフ（環境配慮行動）を広げて、足元からの行動により地球温暖化防止に取り組む地域づくりを進めるためには、多くの区民が参加できる効果の高い普及啓発を継続的に実施していく必要があります。

エコライフチェックは、地球温暖化の克服に向けた足元からの行動の時代に適合する普及啓発として、区民と区が共同で開発を進めてきた手法で、この要請に応えるさまざまな工夫を凝らしてあります。

エコライフチェックは、練馬区新長期計画の計画事業で、平成18年度から22年度までの5か年、実施します。17年度に、区立小学校6年生の一部を対象に、エコライフチェックの試行を行い、18年度から本格実施しました。

The image shows a colorful checklist titled "STOP! 地球温暖化 ねりま大作戦 2007". It lists 12 items (Q1-Q12) with checkboxes and corresponding scores. For example, Q1 is "元々を見る時間や元々を減らす時間を少なくした" with a score of 4.07/34. The sheet also includes a "チャレンジクイズ" (Challenge Quiz) section with three questions (S1-S3) and a "チェックらん" (Check for Me) section for recording the date and class.

19年度エコライフチェックシート(小学生高学年用)

エコライフチェックの実施計画（練馬区新長期計画）（5年間の参加者累計目標 10万人）

年度	H18(2006)	H19(2007)	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	累計
目標参加者数	10,000人	15,000人	20,000人	25,000人	30,000人	100,000人

② エコライフチェックの特徴とスキーム

エコライフチェックのコンセプト（特徴）とスキームは次のとおりです。

○ エコライフチェック事業の基本コンセプト（特徴）

＜参加・取り組みが容易＞

- ア) だれでもが日常生活で遭遇する具体的な生活行動における環境配慮が対象
- イ) 専用のチェックシートを使って、短時間で自己チェックが可能

＜取り組み効果を推計可能＞

- ウ) 環境配慮を意識した場合の効果が推計できるチェック方式を採用

＜推進のシステムを内在＞

- エ) 参加の拡大と実施を着実に進めるシステムを組み込み

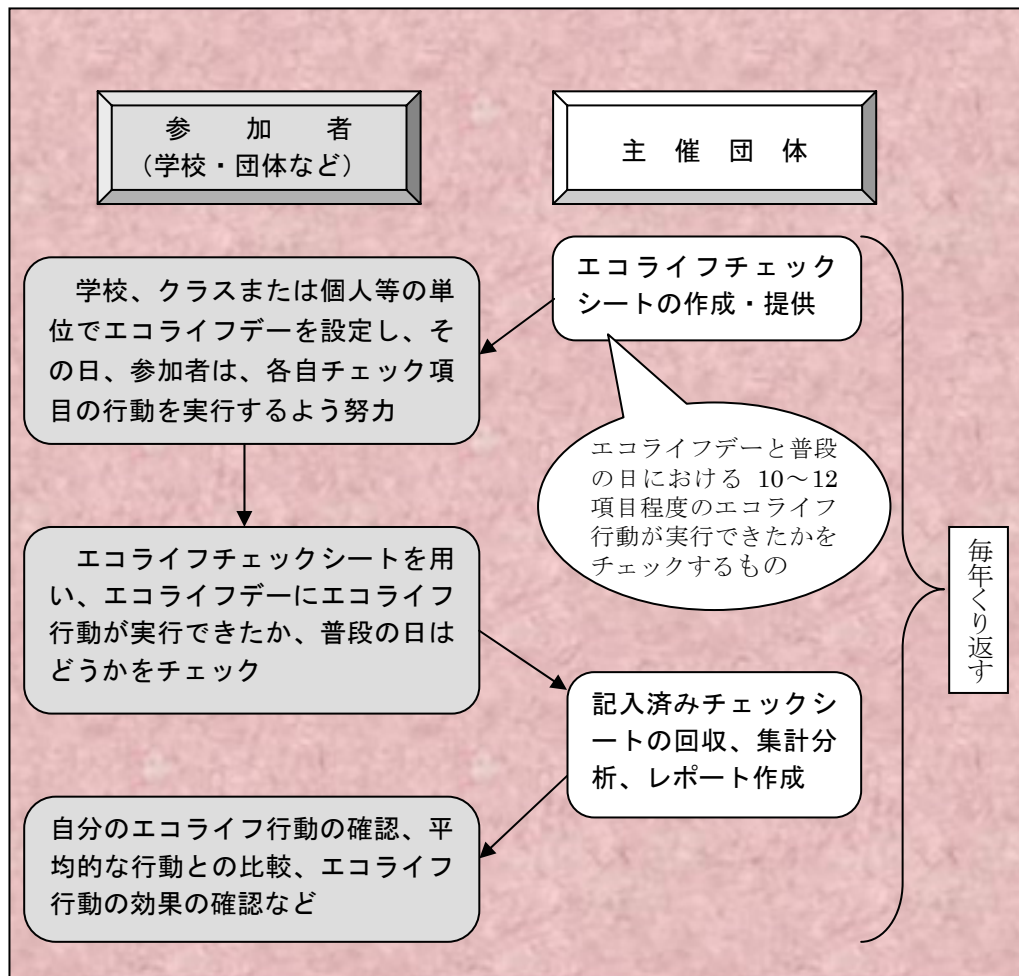
＜双方向型の採用により啓発効果を向上＞

- オ) 集計分析で環境配慮を意識した場合の効果を明確にし、結果を参加者へ還元

＜区民と区が共同企画・共同実施＞

- カ) 区民と区がそれぞれの役割をもって共同で企画し実施する仕組みを確立

○ エコライフチェック事業の基本スキーム



③ 19年度エコライフチェックの主な内容

19年度は、18年度の実績（区立小学校69校の5、6年生、区立中学校5校の1、2年生、および児童生徒の家族、一般区民を対象に実施。14,575人が参加）の結果を受けて、参加者数18,000人を目標に実施しました。

○ 参加呼びかけ

区内小学校（70校）4,5,6年生およびその家族（学校を通じて実施）

区内中学校（34校）1年生およびその家族（学校を通じて実施）

一般区民（区報・ホームページ等）

区職員

イベント（環境・リサイクルフェア、JC練馬地区委員会ノーレジ袋キャンペーン、環境基本条例施行・環境都市練馬区宣言1周年行事など）

○ エコライフチェックシートの構成

19年度のエコライフチェックシートには、次のような内容を掲載しました。

小学校高学年用・中学生用（※は高校生・おとな用/イベント参加者用での変更点）

表	タイトルロゴ	『ストップ！地球温暖化 ねりま大作戦 2007』
	案内と主催者名	『ストップ！地球温暖化 ねりま大作戦 2007』の案内 主催者名：エコライフエネルギープロジェクトと練馬区環境政策課
	エコライフチェックの つけ方説明	エコライフチェックの手順の説明 ※高校生・おとな用/イベント参加者用では区への送付の方法も掲載
	エコライフチェック項目 (Q1-12の12問)と、 各項目の行動を実行した 場合の二酸化炭素削減 量の目安(1日あたり グラム数 < >内)	Q1 テレビを見る時間やテレビゲームをする時間を少なくした<40> Q2 だれもない部屋の電気は消した<19> Q3 使わない電気器具のコンセントを抜いた<68> Q4 冷蔵庫の扉を開けている時間を少なくした<16> Q5 歯磨き中の水はとめた<42> Q6 間をおかずに続けてお風呂に入った<61> Q7 学校で決められたとおり、ごみを分けたりリサイクルした<29> ※Q7' 区で決められたとおり、ごみを分けたりリサイクルした<88> Q8 給食は残さず食べた<22> ※Q8' 食事は残さず食べた<100> Q9 買物のときレジ袋はいらないと言った<13> Q10 きょうは自動販売機で飲み物を買わなかった<111> Q11 近くに行くとき、自動車を使わず、歩きか自転車で行った<330> Q12 家では、みんなとすごす時間をもった<81>
	・④、⑥は19年度の新 規追加項目 ・他の項目は18年度と 同じ項目	
面	啓発項目(s1-3の3問)	s-1 エコマークのついた文房具をもっている s-2 最近、練馬でとれた野菜を食べた s-3 動物・昆虫・植物を育てるのが好きだ
	チェック記入欄 ⇒【回収部分】 イベント参加者用では、 普段の日のチェック欄 のみ	・学校名、クラス記入欄（※高校生・おとな用とイベント参加者用では性別、年代、区内居住・区外居住の別の記入欄） ・エコライフデーおよび普段の日に、12のチェック項目の行動を実行したかどうかをチェックする欄（○をつける欄） ・啓発項目への該当の有無をチェックする欄（○をつける欄）
裏 面	チャレンジクイズ (3問)	①家電製品で2番目に電気を使うもの(三択式)／②「グリーン購入」の意味(三択式)／③日本の全家庭でシャワーを1分間出さずにした場合のエネルギー消費量(三択式) ・チャレンジクイズの正答は欄外に記載
	チェックで○をつけた 項目数の解説	表面の12項目について○をつけた項目数に応じた評価の目安 ①10個以上：おんだんか防止にがんばりましたね ②6～9個：おんだんか防止もう少しがんばろう ③5個以下：おんだんか防止をもっと考えよう
	提案・意見欄 ⇒【回収部分】	「わたしの“省エネ宣言”」の説明と記入欄

※ 回収部分は、チェック終了後、シートから切り離して、集計のため区に送付する部分です。
回収部分とその他の部分の間にミシン目を入れ、切り取りやすくしました。

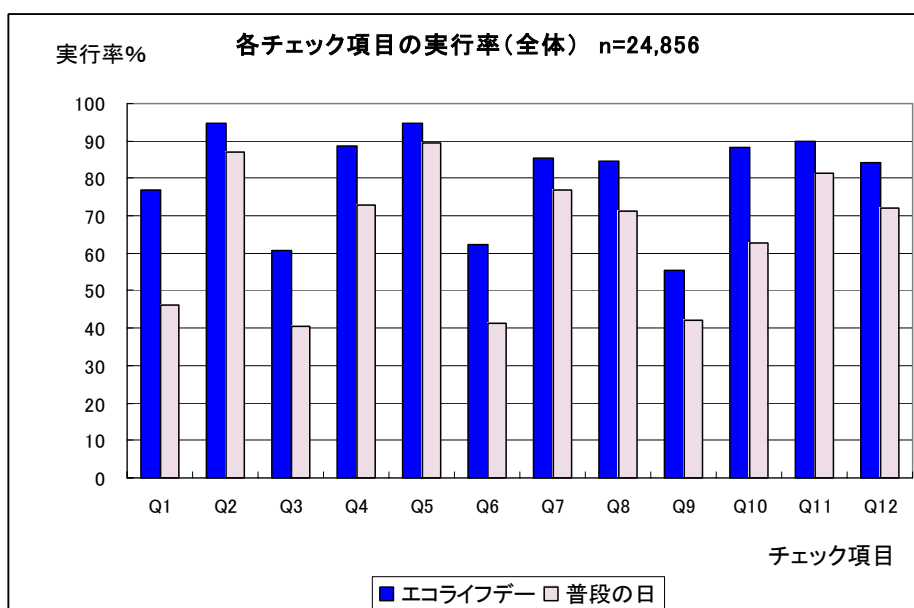
④ エコライフチェックの主な結果

ア) 参加者数=25,854人（小学生 13,139人、中学生 3,666人、小中学生の家族 6,648人、
一般参加(イベント等)1,002人、練馬区職員 1,399人）

イ) エコライフの取り組みの効果

- エコライフデーと普段の日のエコライフ行動の実行率に差がありました。
 - ・ すべての対象者、すべての項目で、実行率は、エコライフデーの方が普段の日より高くなっています。エコライフに意識的に取り組むことによる効果が明らかです。平均の上昇率は15ポイント程度（65%→80%）でした。
 - ・ エコライフデーと普段の日を比べて実行率の上昇が一番大きい項目は、「Q1 テレビを見る時間やテレビゲームの時間を減らした」、次いで、「Q10 きょうは自動販売機の飲料を買わなかった」、「Q6 続けてお風呂に入る」、「Q3 使用していない電気器具のコンセントを抜く」の順です。
 - ・ 実行率の上昇が著しい項目は、当然、普段の日の実行率が低い項目となっていますが、普段の日の実行率が低い項目の中では、「Q9 レジ袋はいらないと言う」では14ポイントと比較的小さい上昇率でした。
 - ・ 18年度と19年度を比較すると、普段の日からエコライフデーへの実行率の上昇率は、すべての項目で19年度の方が高くなっています。これは、環境配慮の内容の変化というより、エコライフチェックのやり方が周知されてきて、普段の日とエコライフデーを取り違えてチェックシートに記入するといった記入ミスが減ってきたことの方が大きな要因と考えられます。

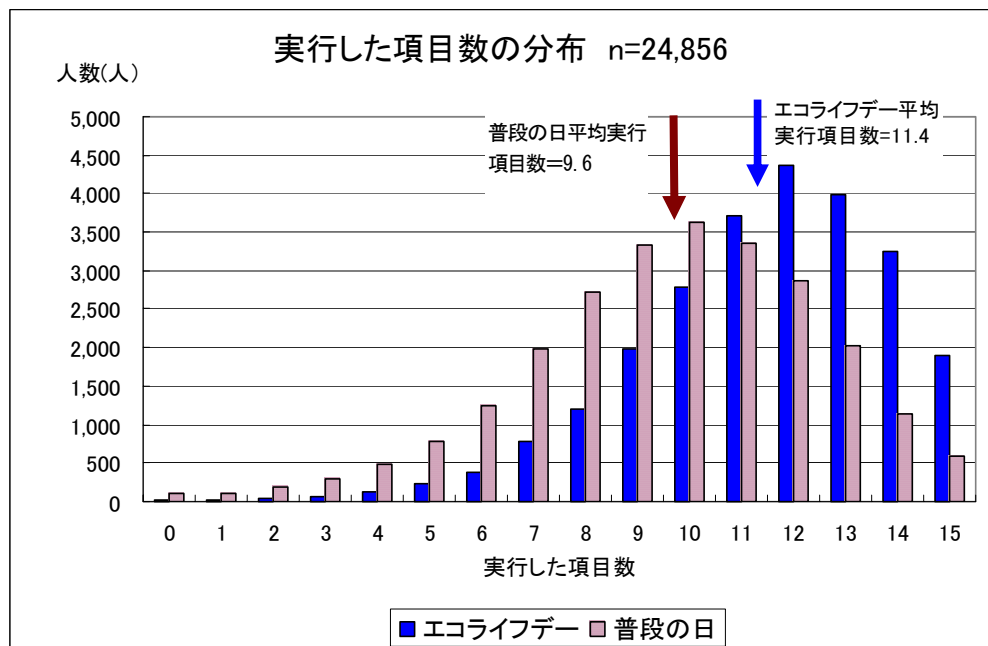
【エコライフチェック項目の実行率】



※普段の日のみのチェックを行ったイベント参加者を除く集計

○エコライフデーに実行した項目は、普段の日に比べ数が増加しました。

【エコライフデーと普段の日における実行した項目の数の分布の比較（全体）】



※普段の日のみのチェックを行ったイベント参加者を除く集計

項目数は、エコライフチェック項目（Q1-12の12問）に啓発項目(s1-3の3問)を加えたもの

⑤ エコライフチェックの二酸化炭素（CO₂）排出量削減効果

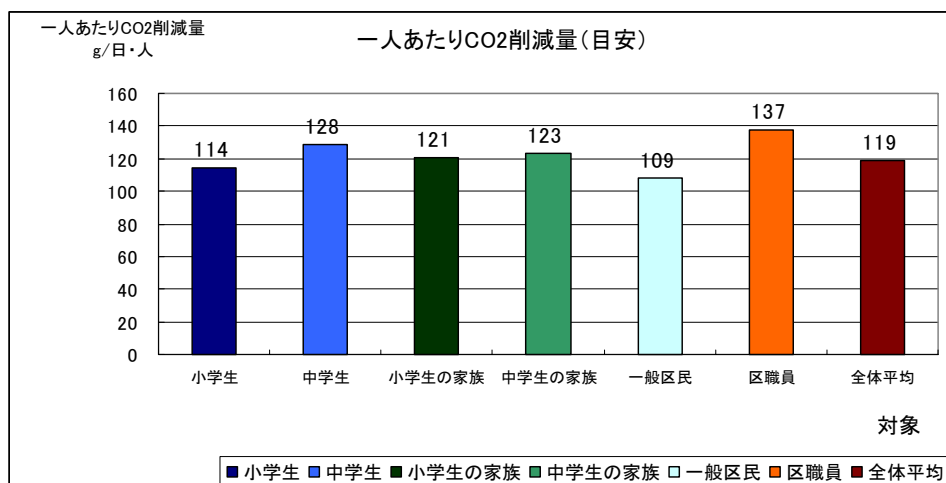
エコライフデーは、区民 24,856 人が 12 項目のエコライフ行動を 1 日行うことにより、普段の日に比べて約 2.96 トンの CO₂ を削減できました（ひとりあたり CO₂ 削減量は約 119g/日・人でした）。

CO₂ 2.96 トンは、容積にすると約 1,600m³（15℃、1 気圧）で、浴槽(約 250ℓ) 約 6,400 杯の量となります。

＜二酸化炭素排出削減量の試算にあたっての前提条件＞

- ア) エコライフチェック項目の行動の実行により削減される CO₂ 排出量は、一定の前提条件で試算したものであり、あくまで目安です。
- イ) エコライフ行動の実行により、そのまま直ちに CO₂ が削減されるわけではない項目も含まれます。
- ウ) 小学生・中学生とその家族、そして区職員は、エコライフチェック項目によっては、CO₂ 排出削減量として重複がありえます。しかし、重複の仕方や大きさは推計が難しいため、この考察では、重複がないものとして計算します。
- エ) イベントでの参加者については、エコライフデーの設定がされていないため、CO₂ 排出削減量が算出できません。このため、試算から除外しています。

対象別一人あたり二酸化炭素削減量の目安（12項目）



注) 小中学生と他の対象とは、エコライフ行動による削減量の原単位が異なる項目が含まれますので、相互の比較にあたっては注意する必要があります。

エコライフ行動による削減ポテンシャルの推計：

仮に、参加者 24,856 人が、12 項目のエコライフ行動を、今回のエコライフデーと同じ実行率で、毎日実行できたとすると、

$$2.96 \text{ トン} \times 365 \text{ 日} = 1,080 \text{ トン} / \text{年} \cdot 24,856 \text{ 人}$$

仮に、70 万人の区民が、12 項目のエコライフ行動を、今回のエコライフデーと同じ実行率で、毎日実行できたとすると、

$$119\text{g} / \text{日} \cdot \text{人} \times 70 \text{ 万人} \times 365 \text{ 日} = 30,400 \text{ トン} / \text{年} \cdot 70 \text{ 万人}$$

約 3 万トンという CO₂ 削減ポテンシャルは

ア) 練馬区の家庭部門の CO₂ 排出量 83 万 6 千トン（平成 14 年度）の約 3.6%に相当する量です。

※ この場合、家庭部門 CO₂ の排出量には、区内を走行する自家用車からの CO₂ 排出量が含まれていません。これは運輸部門に含まれています。

イ) 練馬区の総 CO₂ 排出量約 210 万トン（平成 14 年度）の約 1.4%に相当します。

※ 練馬区の総 CO₂ 排出量および家庭部門の CO₂ 排出量は、「練馬区地域省エネルギービジョン」（平成 17 年度）による値です。

⑥ 『わたしの“省エネ宣言”』欄に記入された宣言

【省エネ宣言者数】：全参加者 25,854 人のうち 19,816 名（参加者の約 77%）

【宣言者数/宣言項目数】：30,837 件（宣言者ひとりあたり 1.56 件）

※対象別の省エネ宣言した人の割合：小学生=84.3%、中学生=80.1%、小学生の家族=71.2%、中学生の家族=63.1%、一般参加区民=17.0%、イベント等参加者=25.5%、区職員=72.4%

⇒ **一番多い宣言は “電気の使用をひかえる”**

宣 言 内 容	件 数	割 合
電気の使用をひかえる	11,477	37.2%
ごみを減らす、資源を節約する	9,689	31.4%
水を節約する	2,486	8.1%
自動車の利用をすくなくする（あるき・自転車を利用するなど）	1,683	5.5%
冷房や暖房の温度をひかえめにする、使用時間を短くなど	1,273	4.1%
エコライフを広める取り組みをする	1,126	3.7%
早寝早起きなど環境にやさしいライフスタイルに変える	1,010	3.3%
その他（環境に配慮した製品を使う、ガスを節約する、太陽光などの自然エネルギーを使う、みどりを増やすなど）	2,093	6.8%
合計	30,837	100.0%

※四捨五入のため、割合の値を足しても100.0%になりません

【ユニークな省エネ宣言】

3 万件を超える省エネ宣言の中には、ユニークなものが相当数含まれています。その一部を以下に紹介します。

ア) 小学生

- ・野菜などの芯も無駄にせず食べていきたい
- ・割り箸を使わないようにはしを忘れない
- ・靴下は穴があいても直して使う
- ・睡眠を沢山とると電気の使う時間が少なくていいと思う
- ・トイレの蓋を閉めることで省エネになるから取り組みたい
- ・生ゴミを肥料化する活動に参加したい
- ・家で緑のカーテンを増やす
- ・3日に一度自分の出したごみをノートに書いてみる
- ・家の人にも勉強したことを話して、[STOP!地球温暖化 ねりま大作戦]に協力できるようにする
- ・毎日がエコライフデーと思ってずっと続けていきたいです

イ) 中学生

- ・明るいうちに宿題は済ませる
- ・牛乳パックや空き缶で、小物入れなどの生活用品をつくる

ウ) 小中学生の家族・一般参加者・区職員・イベント参加者

- ・料理で圧力釜、電子レンジ、保温効果のある鍋を使ってガスの使用量節減
- ・フードマイレージキャンペーンに参加
- ・中食（なかしょく）を減らす
- ・いままで捨てていた野菜の皮や葉を使ったメニューを工夫して生ゴミを減らす
- ・ベランダに糸瓜などのグリーンカーテンをつくり部屋の温度を下げる
- ・家庭からの二酸化炭素が多いことは知らなかったの、節約もできるし地球のためになる「一石二鳥プロジェクト」として家庭で、声掛けをしようと思いました
- ・食べ物をもう一度見直して上手に献立や調理方法を考えたいと思う
- ・オール電化住宅なので、昼間のお湯の沸きまはしはしないようにします
- ・テレビを時計代わりに付けない
- ・コンポストを使ってその土で野菜を育てたい
- ・キャンドルナイトに二日間取り組んだのでこれからも心がける
- ・窓ガラスにポリカーボネートを張り断熱効果を高める
- ・ボトルキャップキャンペーンへの参加
- ・外食を減らし手料理で自宅での食事を心がける

⑦ まとめ【19年度エコライフチェック事業の主な集計結果】

◎ 参加者数が目標を大幅に上回りました。

参加者数は、25,854人（エコライフデーと普段の日の比較が可能な参加者数は24,856人）と計画・目標を大幅に上回りました。

◎ すべての項目の実行率がエコライフデーの方が普段の日より高くなりました。

エコライフデーの方が普段の日に比べ、すべての対象者・すべての項目において、実行率が高くなりました。特に、「テレビを見る時間を短く」（全体で31ポイント増）、「自動販売機の飲料を買わない」（同25ポイント増）、「使用していない電気製品のコンセントを抜く」（同21ポイント増）、「お風呂に続けて入る」（同21ポイント増）の4項目は、実行率が20ポイント以上上がりました。

◎ 実行した項目の数はエコライフデーの方が普段の日より平均1.8項目多い。

エコライフデーの方が普段の日より、実行した項目の数が全体平均で約1.8項目増加しました。

◎ 24,856人がエコライフデーの取組を行うことで普段より約3トン/日のCO₂が削減できました。

エコライフデーの方が普段の日より、日常生活におけるCO₂排出量が1日にして約2.96トン少なかったと思われます。

◎ 参加者の約8割が「わたしの“省エネ”宣言」を行いました。

参加者の約8割にあたる約19,800人がわたしの省エネ宣言を行い、これから1年間の取り組みを宣言しました。宣言の項目数は3万件を超えました。

20年度は、19年度の参加者目標をさらに拡大して実施する予定です。

環境作文コンクール

区内小・中学生を対象とした環境作文コンクールは、日常生活の中で、自分たちと環境との関わり合いをどう感じているのか、自然保護や公害防止、さらには快適な環境づくりについての考えを交えながら作文にすることにより、環境問題に対する関心および意識の高揚を図ることを目的として、昭和49年度から実施しています（平成4年度まで「公害作文コンクール」）。

審査の結果入選した作品を環境作文集「環境を考える子どもたち」としてまとめ、環境政策課窓口、図書館などで配布しています。平成19年度環境作文コンクールは子どもたちの視点で、身近な自然の公園と地球環境にかかわる省エネ問題を考えてもらうことを目的に「わたしの好きなねりまの公園」「わたしにもできる省エネ」の2テーマで募集し、応募作品数1,071点（小学生部門203点、中学生部門868点）の中から16点が入選作品となり作文集に掲載されました。



平成19年度環境作文コンクール表彰式

こどもエコクラブ活動の支援

幼少期における環境についての問題意識は大人になっても継続されるとの認識のもと、環境省主催のこどもエコクラブ事業（幼児、小・中学・高校生を対象とする環境クラブ活動）の地域事務局として、ニュースレター「こどもエコクラブ通信」を発行する等、区内クラブの活動を支援しています。平成19年度は25クラブ468名が登録・活動し、1年間を通して所定の活動報告をしたメンバーに贈られるアースレンジャー認定証を73名に発行しました。

ねりまエコ・アドバイザーの活動の支援

ねりま環境カレッジ基礎コース・応用コース修了者に、練馬区の環境教育に資する人材として、ねりまエコ・アドバイザーを委嘱しており、現在53名が活動しています。平成18年度に開催した「ねりま環境カレッジ」基礎コースには35名が受講し、27名に修了証を発行しました。

ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するための支援として、ニュースレター「ねりまエコ・アドバイザー通信」の発行およびフォローアップ研修を実施しました。

これらの支援に加え、平成17年度から小・中学校やこどもエコクラブ等において行われる環境教育活動への助言・協力に対して活動協力金の支給を行っています。

ねりまエコ・アドバイザーの活動内容は、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他区の環境施策に関することであり、環境月間行事、全国星空継続観察、環境リサイクルフェア等の区の主催・共催事業に様々な面で協力いただいているほか、所属している環境団体等において自主的かつ活発に事業を実施しています。



ねりまエコ・アドバイザーフォロー・アップ研修

環境月間行事

6月5日の「世界環境デー」に関連し、環境省が定める環境月間（6月）に、勤労福祉会館を会場として、6月9日・10日の2日間、環境月間行事を実施しました。区内の環境活動団体・こどもエコクラブ・企業などの展示協力団体は43団体です。当日は、天候の悪い中、来場者は展示を見たり、クリーンウォークやスタンプラリーに参加しました。



中小事業者対象の環境講演会

11月8日練馬区役所で、練馬区内の中小規模事業者を対象に、練馬区省エネ技術研修会「省エネのプロに学ぶ環境配慮型経営」を行いました。35名の参加者を対象に、講師の常慶 隆一氏(東京都地球温暖化対策推進ネットワーク)から、省エネルギーの必要性や対策のポイントなどの具体的な事例を交えた説明がありました。

環境・リサイクルフェア

実行委員会と区の共催で、「めざそう！環境都市☆ねりま」をテーマとして10月21日に南町小学校校庭で実施し、区民団体・事業者など20団体が出展し、約30,000名が来場しました。

環境政策課と環境保全課は共同で「ストップ地球温暖化」「アスベストを一掃しよう」をテーマにパネルを展示し、来場者はパネルを見ながらクイズに参加しました。また清掃リサイクル課、練馬・石神井の両清掃事務所、谷原清掃事業所がなべ・釜などの金属や廃油のモデル回収、スケルトン・パッカー車の展示等を行いました。

環境活動登録団体

区民の自主的な環境活動を活発にしていくために、区内で環境活動（環境学習、環境保全活動、美化活動など）を行っているグループを区民に紹介しています。

19年度は下記の16団体が登録されています。各団体の活動内容を知りたい方は、各団体の台帳を環境政策課窓口と春日町リサイクルセンター内環境学習室でご覧いただけます。区のホームページの「ねりまのかんきょう」にも掲載しています。

練馬に自然を育む会	ホトケドジョウの会ふれあい広場
練馬まちづくりの会	八の釜憩いの森を守り育てる会
ねりまエコ・ネット	石神井公園野鳥と自然の会
光が丘エコクラブ	練馬石神井川かるがも友の会
練馬みどりの推進会	白子川と流域の水環境を良くする会
実のなる木を育む会	環境教育チャレンジグループ「スコープ」
ねりま・みどりと花の会	白子川源流・水辺の会
環境と未来をつくる会練馬	特定非営利活動法人 みどり環境ネットワーク！

全国星空継続観察(スターウォッチングネットワーク)

全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)は、星空を観察するという身近な方法によって、大気の状態や光害(ひかりがい)のひとつである夜空が明るくなる現象について、昭和63年度(1988年度)から環境省が全国の地方公共団体、学校、市民グループ等に呼びかけ、年に2回(夏期・冬期)実施しています。

練馬区では、平成3年度から観察会を開始し、17年度からは、観察場所を区役所10階屋上とし、区民団体の協力を得て肉眼と双眼鏡を使用して継続観察をしています。

年	月	日	天候	天の川の観 察	双眼鏡を使った観察結果	
					[平均等級]	[最大等級]
17	1	8	快晴	見えない	5.9	7.9
17	8	4	曇り	見えない	5.4	6.8
18	1	26	快晴	見えない	8.2	8.7
18	8	22	曇りのち 晴れ	見えない	6.9	8.6
19	1	15	晴れ	見えない	7.7	8.5
19	8	06	晴れのち 曇り	見えない	6.3	8.8

環境都市練馬区宣言・練馬区環境基本条例施行1周年記念事業

平成18年8月1日は、練馬区環境基本条例が施行され、環境都市練馬区宣言が行われた日です。この日から1年が経過したことを記念して『練馬区環境基本条例施行・環境都市練馬区宣言一周年記念事業』および「練馬区独立60周年記念事業」として、「地球温暖化防止 映画の夕べ」と「夏休み 親子打ち水大作戦」を実施しました。「地球温暖化防止 映画の夕べ」は、8月7日、練馬公民館で「不都合な真実」の上映、エコライフチェックの実践、省エネ暮らしの相談会を東京電力・東京ガス・エコライフエネルギープロジェクト(練馬区民環境行動連絡会)の協力を得て実施しました。



また、「夏休み 親子打ち水大作戦」は8月9日に光が丘公園内で、打ち水・「ストップ温暖化」のパネル展示・親子映画鑑賞会・1人一袋ごみ拾い大作戦を光が丘ずずらん学童クラブ・東京ガス・光が丘商店街の協力を得て実施しました。



ホームページ

環境教育啓発事業として実施するイベント情報や環境学習室の事業内容等を練馬区の環境政策・環境保全のホームページ“ねりまのかんきょう”内の環境情報のページ（アドレスは以下のとおり）で案内しています。

URL : <http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/kankyojoho/index.html>

(7) 区民への情報提供

区民・事業者に向けた取り組み

足元からの行動を広げるために、区民・事業者に向けた各種の PR 活動を行ってきました。

例 1) パンフレット等の発行

- ・ 環境カレンダー(平成 6～15 年度(16 年分))
- ・ 練馬区民の環境家計簿(平成 13～14 年度)
- ・ 環境にやさしい事業活動マニュアル(オフィス編、工場編、建設編)(平成 10～13 年度)
- ・ パンフレット「環境にやさしいエネルギーの話ー新エネルギーを使おうー」(平成 14 年度)
- ・ 「練馬から広げよう省エネの“環”」(練馬区地域省エネルギービジョン)
- ・ 「チームマイナス 6%」の普及ポスター(平成 17 年度)

例 2) 平成 19 年度に開催した催し

- ・ 環境月間行事(練馬区立勤労福祉会館)
- ・ 練馬区環境基本条例施行・環境都市練馬区宣言 1 周年記念行事(練馬公民館、光が丘公園内)
- ・ 環境・リサイクルフェア(南町小学校)
- ・ エコ・アクション 2 1 研修会(練馬区役所石神井庁舎)
- ・ 練馬区省エネ技術研修会(練馬区役所本庁舎)

ホームページでの情報提供

環境政策課・環境保全課では、インターネット練馬区ホームページ内にさまざまな情報を公開しています。環境政策課・環境保全課で策定した計画は、すべてご覧いただけます。また、上記のパンフレットのの一部や催し等の情報もご覧になれます。

【環境政策課・環境保全課のホームページ「ねりまのかんきょう」】

平成 19 年度の「ねりまのかんきょう」へのアクセス数は、約 21 万 2 千件でした。

URL : <http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/>

または

ねりまのかんきょう

検 索



(8) 地球環境問題などの解決に向けた足元からの行動の促進

熱くなる地球＝地球温暖化は代表的な【地球環境問題】

平成19年2月、IPCC*が公表した地球温暖化に関する報告書(第四次評価報告書第1作業部会報告書)は、世界中に大きな衝撃を与えました。

この報告書では、まず、

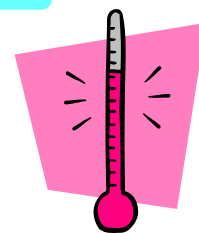
① 人為的な温室効果ガスが温暖化の原因であることはほぼ確実にある(そうである確率は「90%を超える」)

としたうえで、その影響として、

② 2100年には、平均気温が最大推計で6.4℃(最良推定値1.8~4℃)上昇する

③ また2100年には、海面水位が平均推計で38.5cm(最大推計59cm)上昇すると推計しています。

また、大規模な水不足の発生、異常気象の頻発、生物種の絶滅の増加、食料生産の減少、熱波・洪水・干ばつによる疾病の増加など深刻な影響を予測しています。



*IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)＝気候変動に関する政府間パネル

地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のため、国連環境計画と国連の専門機関である世界気象機関が共同で設立した、国際的な専門家で作る気候変動に関する政府間機構。地球温暖化に関する最新の知見を評価することを業務としています。

もともと、世界気象機関(WMO)の一機関で、気候変動枠組条約とは直接関係のない組織でしたが、同条約の交渉にIPCCの報告書が活用され、また、条約の実行にあたり科学的調査を行う専門機関の設立が遅れたことから、IPCCが当面代行することとなり現在に至っています。IPCC自体は、各国への政策提言等を行うことはありませんが、国際的な地球温暖化問題への対応策を科学的に裏付ける組織として、間接的に大きな影響力を持っています。

一方、現実にも、平成19年の夏は猛暑続きで、8月16日には、ついに国内最高気温(1933(昭和8)年、山形市)を73年ぶりに更新する40.9℃が、岐阜県多治見市、埼玉県熊谷市で観測されたり、北極海の氷の、予想を超える縮小が観測されるなど、温暖化の影響が含まれると見られるさまざまな現象が起きました。

『地球環境問題』とは

産業革命以来、人間の生産活動は急速に拡大し、資源・エネルギーの使用量、廃棄物の排出量などは、それまでとは比べものにならないほど増加しました。特に、第二次世界大戦後は、産業だけでなく、私たちの暮らしでも、大量の資源とエネルギーを使用するようになりました。

最近までは、こうした人間の活動の影響は、工場周辺や都市域などの局所的なもので、私たち人間が、他の生物やさまざまな自然物と共存しながら生きている、この広大な地球全体にまで変化をもたらすよう



になるとは、考えられていませんでした。ところが、私たち人間の活動による影響は、表面積約5億1千万 km²（日本の面積の約1,300倍、練馬区面積の約1,060万倍）、重量約60兆トンの1億倍という巨大な地球の環境を変えてしまうまでに大きくなっていったのです。

このような、人間の活動によって引き起こされる地球規模の環境問題を「地球環境問題」と呼んでいます。地球温暖化は代表的な地球環境問題です。そのほか、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、野生生物種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、砂漠化の進行などが**地球環境問題**と呼ばれています。

地球温暖化（その1 地球温暖化とは）

私たちは、日常営んでいる生活や事業活動の中で、さまざまな食材や物資を購入し、使用し、そして不要になったものを廃棄しています。また電気・ガス・ガソリンなどのエネルギーを消費しています。これらの購入・使用・廃棄に伴い、直接または間接的に、石油などの化石燃料を燃焼させます。その化石燃料の燃焼によって、二酸化炭素が排出されます。

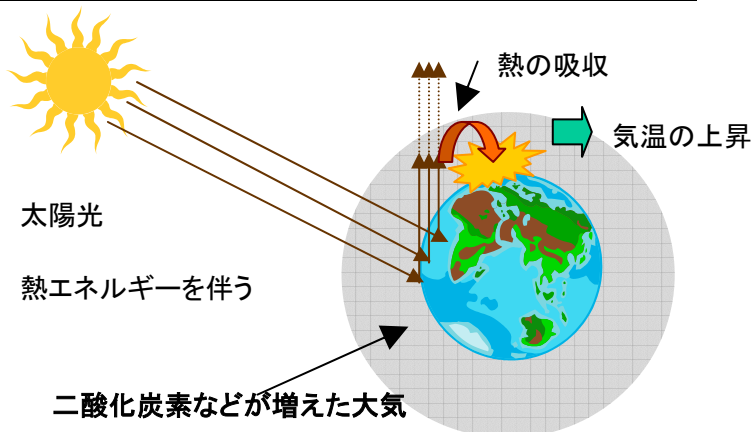


ガスやガソリンを直接燃やせば、上の式のとおり、直接二酸化炭素が生成されます。電気を使った場合も、その電気を起こす発電に化石燃料が使われていますので、そこから二酸化炭素が出ます。また日常の食材や物資についても、その生産、運搬、消費、廃棄の過程でそれぞれ電気やガスなどのエネルギーが使用され、二酸化炭素の排出が起こります。こうしてみると、私たちの生活や事業活動における行動のほとんどすべてが、二酸化炭素の排出の原因になっていることが分かります。

二酸化炭素の排出量は、生活が豊かになり、物資やエネルギーの使用が増えるに従い、増加してきました。一人ひとりの排出量は小さくても、これが日本全体、先進国全体、発展途上国全体、全世界で積み重なると、大気中の二酸化炭素濃度を上昇させるまでになってしまいます。

実際、産業革命以前には約280ppm（0.028%）で安定していた二酸化炭素濃度が、産業革命以降急速に増加し、現在では380ppm（0.038%）くらいまで上昇しています。そしてこのままのペースで二酸化炭素の増加が続けば、21世紀末には600ppm（0.06%）を越えるものと予想されています。

二酸化炭素そのものには毒性はほとんどなく、この程度の濃度で直接的に人間や生物に大きな影響を与えることはありません。しかしながら、二酸化炭素には熱を吸収する（正確には熱放射である赤外線を吸収する）性質があります。



現在の地球の表面の気温は平均+15℃程度です。もしも、大気中に、二酸化炭素などの熱を吸収する気体が無かったら、地球の表面の気温は-18℃程度になると試算されています。実際の気温がこの試算より 33℃も高いのは、熱を貯める効果のある二酸化炭素などの気体（「**温室効果ガス**」と呼ばれます。）が、地球表面から宇宙に放出される熱エネルギーの一部を吸収し、大気を“暖めている”ためです。

しかし、二酸化炭素などの温室効果ガスが増えすぎると、今度は、この温度バランスが崩れ、気温が上昇してきます。これが「**地球温暖化**」問題です。

このまま二酸化炭素などの人為的な排出が増え続ければ、前述のとおり、今世紀末には、気温は最大 6.4℃上昇すると予測されています。

地球温暖化（その2 地球温暖化の影響）

地球温暖化による“急激な”気温上昇は、様々な問題を引き起こすと言われます。例えば、つぎのような問題の発生が懸念されています。

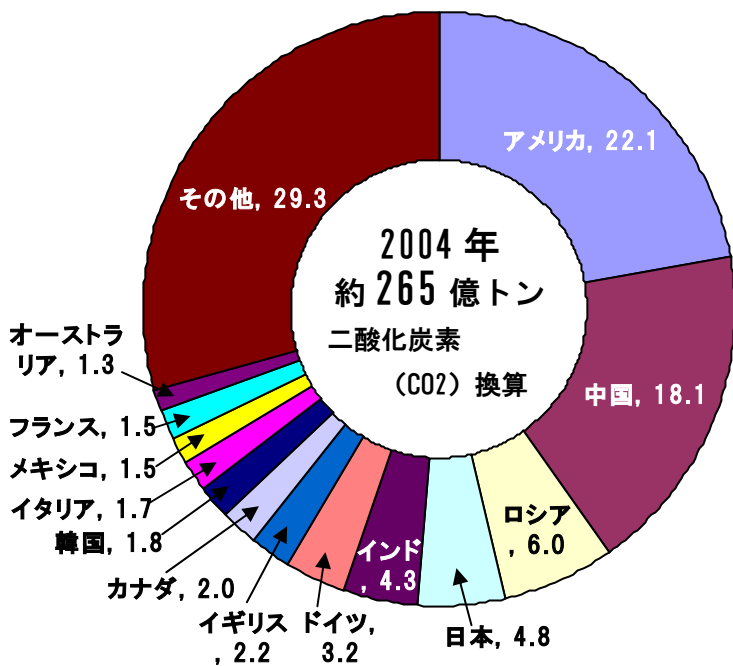
- ① 極地の氷などが溶けて海面が上昇し、海岸線が後退し陸地が水没する。
- ② 高温地域での疾病が高緯度地方にも広がる恐れがある。
- ③ 気候変動の幅が大きくなり、極端な天候の発生が多くなる（例えば台風の大型化など）。
- ④ 気候変動の結果、植生に影響を与え、食料の生産にも影響が考えられる。

などの影響が懸念されています。これらの影響が相乗的に起これば、予想もつかないような異常な事態が発生する可能性もあります。

こうした影響が顕著に表れるのは、数十年先と言われます。しかし、対策はその時点で実施すればよいというわけではなく、温室効果ガスの濃度がある程度以上高くなると、温暖化の進行はなかなか止まらなくなってしまうと言われています。温室効果ガス削減の取り組みは、今すぐ進めなければなりません。

地球温暖化（その3 温室効果ガスの排出状況（世界・日本））

世界各国の二酸化炭素の排出量を見てみると、アメリカが約 22%で最も多く、以下、中国、ロシアと続き、わが国日本は、世界で 4 番目に排出量の多い国です（平成 16 年）。



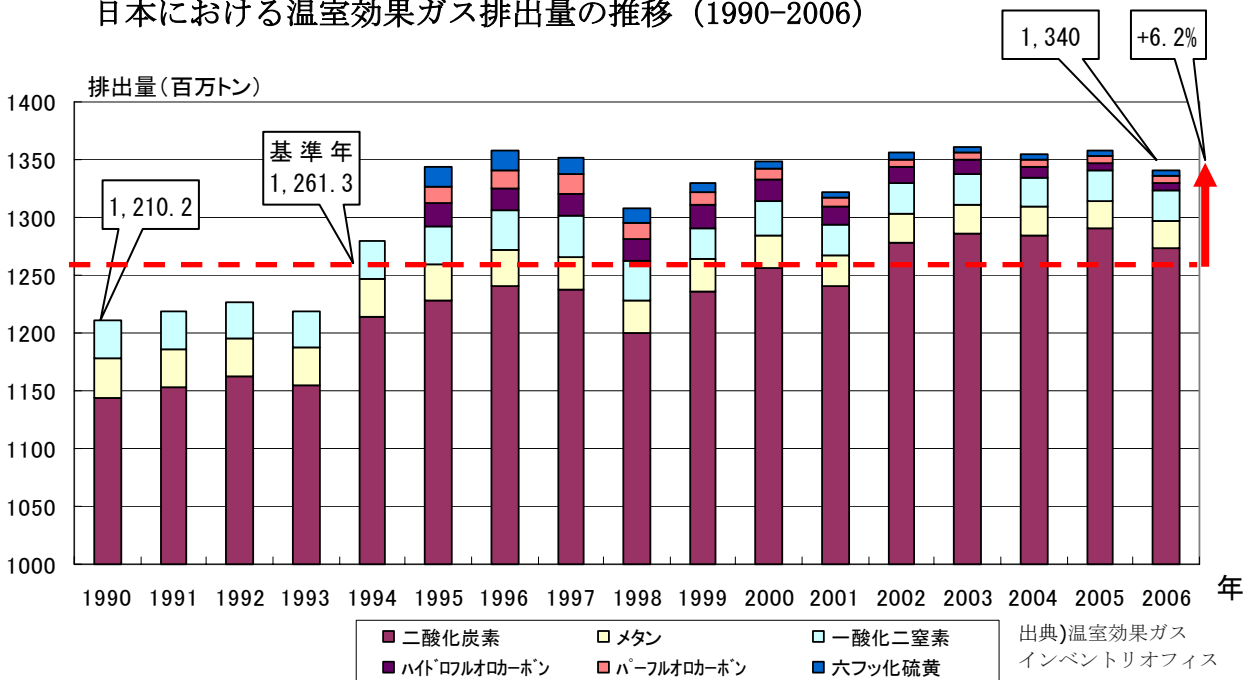
出典) EDMC/エネルギー・経済
統計要覧 2007年版

(単位%)

つぎに、わが国の温室効果ガス全体の排出量の推移を見てみると、1990年以降、増加傾向が続いていることが分かります。

また、温室効果ガスの中では、二酸化炭素が圧倒的に大きい割合を占めています。

日本における温室効果ガス排出量の推移 (1990-2006)



地球温暖化 (その4 地球温暖化対策の取り組み)

地球の温暖化の進行は、かなり前から少数の学者などが指摘していましたが、これが二酸化炭素などの温室効果ガスの増加、すなわち人間の活動と結びつけて問題にされるようになったのは、ごく最近になってからです。

① 地球サミット（1992(平成 4)年、ブラジル リオ・デ・ジャネイロ）

約 180 か国と EU、1 万を超える NGO が参加した環境と開発に関する国連会議（UNCED）。持続可能な開発をめざし、世界の今後の環境保全のあり方を指し示す『リオ宣言』や 21 世紀に向けた行動計画『アジェンダ 21』などが採択され、また地球温暖化防止のための枠組を定める気候変動枠組条約の署名が開始されました。

② 気候変動枠組条約（1994(平成 6)年発効）

大気中の温室効果ガス濃度の安定化を究極の目標とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定める条約。地球サミットで署名開始され、1994(平成 6)年に発効。温室効果ガスの排出・吸収に関する目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締結国の義務としたうえで、先進締結国には、温室効果ガスの排出量を 2000(平成 12)年に 1990(平成 2)年のレベルに戻すことを目的とする政策措置をとることを義務化しました。

③ 地球温暖化防止京都会議と京都議定書（1997(平成 9)年）

京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締結国会議（COP3）。温室効果ガスの国別削減目標が合意されました。削減目標は、各国ごとの排出量を、2008(平成 20)年～2012(平成 24)年の間に、基準年（1990(平成 2)年、一部 1995(平成 7)年）のレベルより次表のとおり削減するというものです。（日本、アメリカ合衆国、EUのみ表記）

	日本	アメリカ合衆国	EU
1990 年(一部 1995 年)排出量を基準とした、2008～2012 年の間の排出量の削減率	6 %	7 %	8 %

※このうちアメリカ合衆国は、後に、京都議定書から離脱

その後も、毎年、気候変動枠組条約の締結国会議が開かれ、京都議定書の削減目標の具体化等に向けて、さまざまな調整が行われています。2001(平成 13)年の第 7 回締結国会議（COP 7、マラケシュ）では、京都議定書の実行ルール（いわゆる**京都メカニズム**=排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施）が合意されました。2006(平成 18)年は、COP12/MOP2（京都議定書第 2 回締結国会議）がケニアのナイロビで開催されました。

④ 京都議定書の発効（2004(平成 16)年）

そして、2004(平成 16)年、ロシアが京都議定書を批准したことにより、同議定書の発効要件（ア 55 か国以上が締結、イ 排出抑制義務を負う先進国（日本、EU、アメリカ、ロシアなど）のうち 1990 年温室効果ガス排出量の 55%以上を占める国が批准）を満たしたため、2005(平成 17)年 2 月 16 日、京都議定書が発効しました。

議定書合意から 7 年を経て、議定書の国別削減目標を達成することが批准国の法的な義務になりました。

⑤ 京都議定書以降の対策に向けて

2008（平成 20）年、京都議定書における温室効果ガス削減目標を達成するための第 1 約束期間(2008（平成 20）年～2012(平成 24)年)に入りました。

また、京都議定書以降の温室効果ガス排出量削減に係る世界全体の長期目標等を議論するために、同年 7 月、北海道洞爺湖サミットが開催されました。

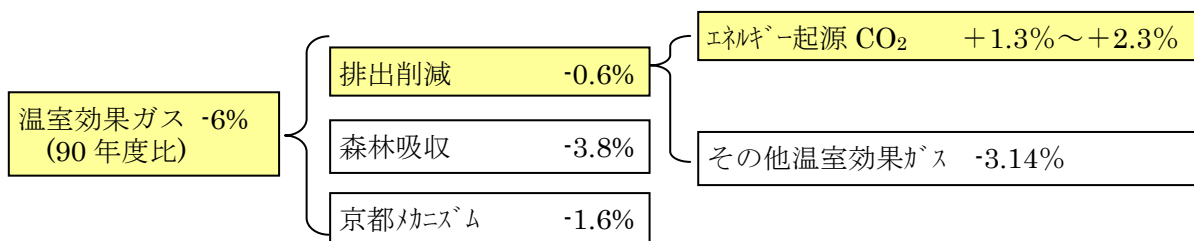
地球温暖化（その5 日本の動き）

日本では、京都会議の合意を受けて、1998(平成10)年に地球温暖化対策推進大綱を決定し「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定しました。この法律は、政府や地方自治体はその業務に関する温室効果ガスの抑制のための措置を定める計画（実行計画）の策定を義務づけるなど、先行的な温暖化対策を推進するものです。

2002(平成14)年には、日本は、COP7の合意を受けて京都議定書を批准し、地球温暖化対策推進法の改正などを行い、京都議定書の義務を果たすための政策を推進することになりました。そして2005(平成17)年2月の議定書発効を受け、4月には政府は「京都議定書目標達成計画」を決定し、削減目標を下図のように、それぞれの対策に配分するとともに、国民、事業者、政府、自治体それぞれにおける対策を本格的に推進するための取り組みを決定しました。

政府は、京都議定書目標達成計画に定められた目標、施策について平成19年に検討を加え、その結果に基づき、平成20年3月、京都議定書目標達成計画を全部改定しました。

京都議定書目標達成計画はまた、地方自治体に対し、従来から地球温暖化対策推進法により義務化している「地球温暖化対策実行計画」の策定等を強化するとともに、地域の温暖化対策計画（＝地域推進計画）の策定に努めることを求めています。



※京都メカニズムは、海外における日本による排出量削減の取り組み（CDM）、排出量取引など、海外からの排出量枠の獲得のことです。

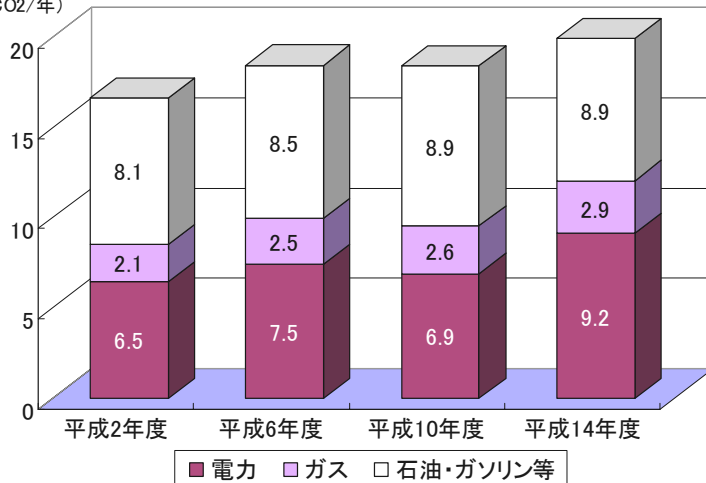
一方、東京都は、平成20年3月、東京都環境基本計画を改定し、2000（平成12）年を基準として、2020（平成32）年までに東京都の温室効果ガス排出量を25%削減する目標を掲げました。

地球温暖化（その6 練馬区のエネルギー消費量および二酸化炭素排出量）

練馬区では「練馬区環境基本計画 2001-2010」（平成13年2月）の中で、区内の部門別二酸化炭素排出量を算出しています。

さらに、平成17年度に策定した「練馬区地域省エネルギービジョン」において、新たなデータを使用し、推計方法も一部見直しして、練馬区におけるエネルギー消費量およびエネルギー起源二酸化炭素排出量の推計を行いました。

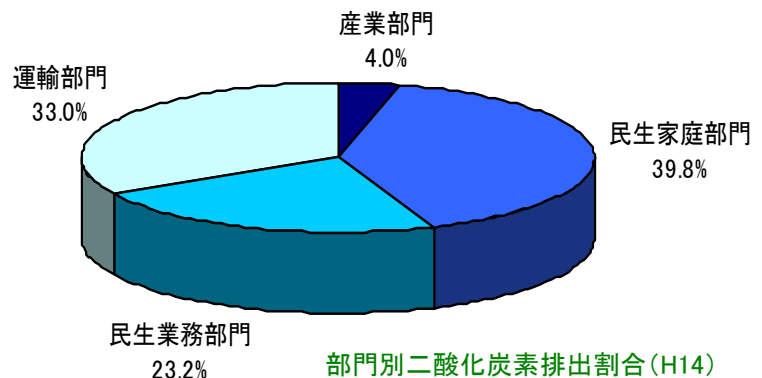
二酸化炭素排出量
(10万t-CO₂/年)



↑ 1990⇒2002
約 26%増

練馬区におけるエネルギー起源
二酸化炭素排出量の推移

その結果、平成 14
(2002) 年度の練馬区に
おけるエネルギー起源
CO₂ の排出量は約 210 万
トンド、平成 2 (1990)
年度に比べて、約 26%増
加していることが分か
りました (全国ではこの
間約 8%増)。また、部門



別排出量では、平成 14(2002)年度で見ると、家庭部門が約 40%、業務部門 (オフィ
ス・商店など) が約 23%、運輸部門 (自動車交通、鉄道) が約 33%となっており、産
業部門 (工場等) は 4%でした。運輸部門には自家用車が含まれることから、練馬区
においては、実際には、生活活動に起因するエネルギー起源 CO₂ が全体の 3分の 2
以上占めているものと思われます。

練馬区におけるエネルギー起源 CO₂ の排出量総量の増加が著しいのは、全国的に
見ても排出量増加が大きい家庭部門、運輸部門、業務部門の割合が、練馬区におい
て全国よりも高いことによります。

地球温暖化 (その 7 練馬区の取り組み=足元からの行動)

① さまざまな普及啓発活動

区では、地球温暖化防止に向けた、日常生活の環境配慮を進めるため、区民向け
事業者向けのさまざまな普及啓発を実施しています。

○普及啓発などのためのパンフレットなどの作成・配布

区民向け・・・環境にやさしいエネルギーの話 (14 年度)、環境カレンダー (5
～15 年度)、環境家計簿 (13 年度) など

事業者向け・・・環境にやさしい事業活動マニュアル=オフィス編 (11 年度)、
工場編 (12 年度)、建設編 (13 年度) など

○講演会などの開催

いきいき商店街でまちは元気～キーワードは“環境”（14年度）、自然エネルギーの力を感じよう（17年度）など。

○新たな普及啓発の試み（エコライフチェック）

区では、従来の一方通行型のパンフレットや講演会ではなく、区民自身が簡単に取り組み、かつ取り組み結果を評価して新たなステップへの足がかりとするような普及啓発手法の開発を、区民（練馬区民環境行動連絡会⇒32 ページ参照）と共同で進めました。そのポイントは、つぎのとおりです。

【双方向】 従来のような一方通行型ではなく、取り組みの結果をチェックしてもらい、これを回収・集計分析して、結果を普及啓発対象者にフィードバックすることで、啓発の効果を測定し活用すること。

【簡易】 だれでもすぐに参加できる簡易な方法であること。

【システム】 参加依頼から分析結果のフィードバックまでをシステム化すること。

⇒[19年度の実施の詳細は 35 ページ参照]

② 区民の先進的な取り組みの支援

区民の中には、住宅に太陽光発電設備を設置して省エネを図るなどの取り組みを先進的に進める方が増えてきています。この太陽光発電設備は、電気使用量を大幅に削減できる効果があり、また練馬区の地域



では、風力発電等の設置が難しいことから、現在、家庭における省エネ、すなわち二酸化炭素削減に最も有効な方法のひとつです。しかし、現段階ではかなり高価であり、普及が急速に進むことは期待できません。

区では、18年度から、太陽光発電設備を自宅に設置する区民に対し、その費用の一部を助成することにより、家庭における先進的な地球温暖化防止の取り組みを支援しています。また、分散型エネルギーとして将来期待される家庭用燃料電池装置についても、その設置にあたっての工事費用の一部を助成しています。

【太陽光発電設備設置助成の概要と実績（19年度）】

・助成概要

助成対象：自己居住用の住宅に新たに住宅用太陽光発電設備（1kW以上）を設置する場合（そのほかにも条件があります）

助成額：4万円／1kW（上限15万円／1件）

・助成実績

助成件数：48件（160.173kW）

助成金額：601万5千円

CO₂削減効果：約61トン／年（1kWh=0.378-CO₂kgとして計算）

【家庭用燃料電池装置工事費助成（19年度）】

・助成概要

助成対象：自己居住用の住宅に新たに家庭用燃料電池装置を設置し工事費用を負担する場合（そのほかにも条件があります）

助成額：工事費用の2分の1以内（限度額10万円／1件）

・助成実績

助成件数：2件（1kW級の燃料電池）

助成金額：20万円

③ 区の仕事における環境配慮の取り組み（率先実行）

○環境配慮の計画と仕組みづくり

区では、区の仕事を進めるにあたって、環境への負荷を減らし、環境保全を進めるための取り組みを進めています。

そのための計画として、平成10年度に“練馬区環境配慮指針”を定め、各職場で、自主的な環境配慮に取り組みました。さらに、平成13年度には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画を含み、練馬区環境配慮指針をレベルアップした“練馬区環境配慮実行計画”を策定しました。この中で、区の業務から発生する温室効果ガスの排出量を平成17年度までに11年度比で3%減らすことを目標に区の取り組みを進めました。13年11月には、企業や団体の環境配慮を継続的に推進するための国際規格であるISO14001の認証を取得し、環境配慮のシステム化に努めました。結果としては、業務量の拡大などが要因で、この目標は達成できませんでした（17年度温室効果ガス排出量＝11年度比＋0.62%）が、18年度には区の施設の省エネルギー対策などを盛り込んだ新たな実行計画（＝練馬区役所地球温暖化対策プラン）を策定し、22年度までに、さらに対策を進めることとしています。

○区の施設における省エネルギー対策など

具体的対策として、区の施設や学校に、太陽光発電設備のモデル導入などを進めています。（例：春日町リサイクルセンター（10kWh）、光和小学校（20kWh）など）

また、区の施設の改修・改築等を計画的に進める必要性があることから、区立施設の改修改築計画との整合も図りながら省エネルギー対策工事等を進めることとし、19年度は、18年度に行った「区立施設省エネルギー改修可能性調査」を踏まえ、ESCO事業の導入による区立施設の省エネルギー対策について検討を行いました。

このほか、区役所練馬庁舎については17年度に、日大練馬光が丘病院については18年度に、東京都環境確保条例に基づく「地球温暖化対策計画書」を作成しました。両計画とも東京都から「AA」の評価を受けました。19年度については、区役所練馬庁舎における、この計画の達成状況について中間報告書を作成し東京都に提出したところ、「AA+」の評価を受けました。また、日大練馬光が丘病院に関しては、18年度までの温室効果ガスと対策の取組状況に関する排出状況報告書を東京都に提出しました。両施設では、この計画に基づいて効果的な省エネルギー

一対策を進めていく予定です。

④ 特別区長会の共同宣言と共同事業

平成16年の京都議定書の発効を受け、東京23区の区長でつくる「特別区長会」では、平成17年2月24日、二酸化炭素などの排出抑制、循環型社会の形成、みどりのネットワークづくりなどについて、これまで以上に連携して取り組む決意を示す共同宣言を行いました。

17年度には、この宣言を受けた23区共同の取り組みとして、講演会の開催等を行いました。18年度には、さらに、23区共通で温室効果ガス排出量の推計を行うことができる手法の開発などに取り組み、23区の温室効果ガス排出量について、最新の知見に基づいて推計する手法を整備しました。

⑤ 練馬区地域省エネルギービジョンの策定

区では、練馬区における温室効果ガス、とりわけその大部分を占める二酸化炭素の削減を計画的、体系的に進めるため、平成17年度に「練馬区地域省エネルギービジョン」を策定しました。

策定は、公募区民5名、事業者団体推薦3名、エネルギー事業者2名、教育関係者2名および学識経験者、省エネルギーセンター職員、東京都職員、区職員各1名からなる「練馬区地域省エネルギービジョン検討委員会」と、関係区職員からなる「庁内省エネルギー推進会議」が中心となって行いました。

まず、調査の結果、練馬区内の活動に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量が大幅に増大していること、民生家庭部門の排出量が二酸化炭素排出量の大きな部分を占めていることなどが判明し、この結果を受け、削減目標の設定、区の施策に関する基本方針、施策等について将来ビジョンを示しています。

⇒[詳細は57ページ参照]

ヒートアイランド現象

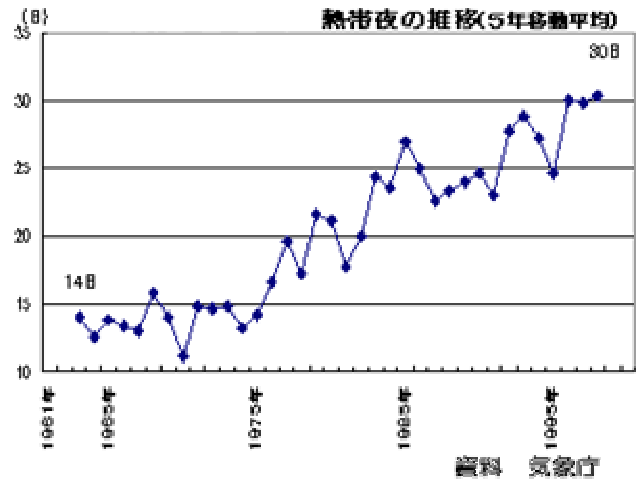
地球環境問題ではありませんが、東京などの大都市に特徴的な環境問題として「ヒートアイランド現象」が挙げられます。

大都市では、住宅や事務所、商店などが密集し、エアコン、自動車などが数多く使われています。これらの機器から発生する人工的な排熱が狭い範囲に、大量に空気中に放出されます。また、大都市では、温度上昇を和らげる働きをするみどりや水辺などの自然空間は大幅に減少する一方で、アスファルト、コンクリートなどの人工被覆面が多くなっています。こうした原因が重なって、都市部の気温が上昇する現象を『ヒートアイランド現象』といいます。

◎年間の30℃超時間数の推移(推計)

	1980年	2000年
仙台	31時間	90時間
東京	168時間	357時間
名古屋	227時間	434時間

地球温暖化により、過去 100 年間に地球全体の平均気温が約 0.6℃上昇したといわれています。ところが、同じ 100 年間に、東京の年平均気温は約 3℃も上昇したことが観測されています。もちろんこの 2つの気温差は、その現象の起こる範囲も違いますし、影響も違いますが、東京地域の気温上昇が極めて大きいことが理解されると思います。また、大都市部では、高温の出現頻度が大幅に増えています。



ヒートアイランド現象によって、熱中症の発生など、直接的な健康被害のほか、気温上昇によって冷房の使用がさらに増え、これがさらなる排熱の増加となってヒートアイランド現象を激化させるとともに、冷房による電力等のエネルギー使用量の増加が二酸化炭素の排出増加を招き、地球温暖化を加速することが心配されます(“負のスパイラル”と言われています)。

また、最近では、ヒートアイランド現象は、都市部の局地的な気候変動につながるという研究が発表され、大きな注目を集めています。これは、練馬区やその周辺で発生する集中豪雨の中には、ヒートアイランド現象による高温の空気が、ある一定の気象条件のもとで激しい上昇気流を発生させることによって起こるものがあるということです。

ヒートアイランド現象の対策としては、建築物の省エネルギー化などによる人工排熱の抑制や、屋上緑化を含む自然空間の拡大が挙げられます。このほか、道路等の保水性舗装、さらには、都市計画の面から市街地における“風の道”の確保についても研究されています。しかし、ヒートアイランド現象の実態やメカニズム、集中豪雨との関係や有効な対策方法についても、まだ十分に研究が進んではおらず、国、東京都、研究機関などで検討が進められているところです。

練馬区においても、今まで、区立施設の屋上緑化、学校における壁面緑化などの対策に取り組んできましたが、今後は、さらに、体系的な考え方のもとに、東京都などと連携して取り組みを進めていく必要があると考えています。

(9) 練馬区地域省エネルギービジョン(平成 18 年 2 月)

平成 17 年度に策定した『練馬区地域省エネルギービジョン』は、省エネルギーの推進により地球温暖化対策を進める区の方針を示したものです。その概要はつぎのとおりです。

練馬区のエネルギー消費・二酸化炭素排出特性と課題

練馬区の地域特性、エネルギー消費と二酸化炭素排出の特性、区民・事業者のエネルギーや地球温暖化に対する意識意向などを調査し、その結果から、練馬区における省エネルギー・二酸化炭素削減のうえでの課題を明確にしました。

練馬区における省エネルギーのうえでの課題は、つぎのように整理されます。

- ・民生家庭部門の省エネルギーが最大の課題
- ・民生業務部門（オフィス）、運輸部門（貨物）、産業部門の省エネルギー推進の工夫が必要
- ・区の省エネルギー率先実行と推進体制の確立が必要

※二酸化炭素排出量は、「練馬区のエネルギー消費量および二酸化炭素排出量」（52 ページ）参照

練馬区の省エネルギー施策の基本理念と基本方針

練馬区の地域特性、省エネルギーの課題と、関係計画（新長期計画、環境基本計画、ISO14001 環境方針）における方針・方向をもとにして、つぎのような省エネルギー施策に係わる基本理念、基本方針を立てました。

基本理念

わ 練馬から広げよう 省エネの“環”

区民・事業者・区は、自らの意識や行動を変革することで、暮らしや事業活動のあらゆる場面で省エネルギーに努め、足元から地球環境保全に貢献します。

基本方針

I. “もったいない”を合言葉に省エネを進めよう！

区民・事業者・区は、自らの意識や行動を変革することで、暮らしや事業活動のあらゆる場面で省エネルギーに努め、足元から地球環境保全に貢献します。

II. わたしたちのまわりを省エネスペースに変えよう！

家庭・事業所・公共空間など、都市のあらゆる場所を省エネルギー型に変え、練馬区を地球環境保全型都市にします。

III. みんなで省エネを進めるしくみを築こう！

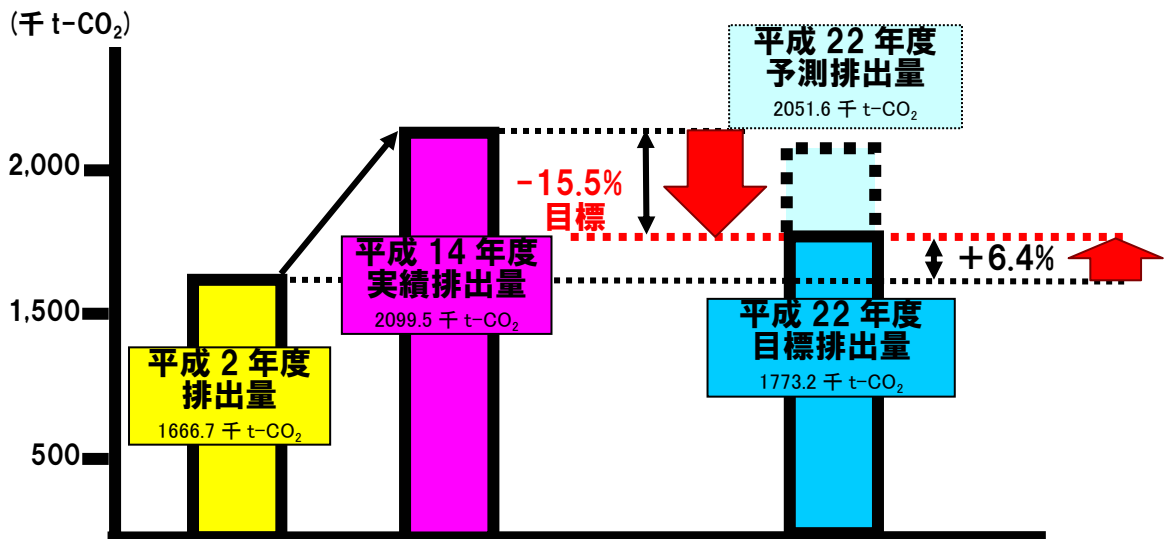
地域住民の連携、学校と家庭の連携、消費者と企業の連携、企業と行政の連携など、さまざまな主体の協働により、省エネルギーを進めるしくみをつくり、環境配慮の効果を高めていきます。

練馬区の省エネルギー（二酸化炭素排出量削減）の目標

国の「京都議定書目標達成計画」のエネルギー起源二酸化炭素の部門別削減目標を踏まえ、練馬区における二酸化炭素排出量の部門別特性を考慮して、練馬区における二酸化炭素排出量削減目標をつぎのように設定しました。

目標

国・東京都等と連携分担しながら、区民・事業者とともに省エネルギーを推進し、練馬区における平成 22 年度のエネルギー消費による二酸化炭素排出量を、平成 14 年度より 15.5%削減することを目指します（平成 2 年度より 6.4%増加にまで抑制）



練馬区の省エネルギー施策

区の主な省エネルギー施策はつぎのとおりです。

① 基本方針 1 “もったいない”を合言葉に省エネを進めよう！

- ・家庭・事業所における省エネルギー行動の普及
- ・家庭・事業所における省エネルギー推進運動の展開
- ・新エネルギーの普及
- ・食の省エネルギーの推進

② 基本方針 2 わたしたちのまわりを省エネスペースに変えよう！

- ・省エネルギー型電化製品の利用促進
- ・民間建築物における省エネルギー診断・改修の促進
- ・家庭における新エネルギー設備導入の促進
- ・高効率給湯器等高効率エネルギー機器の普及・家庭・事業所におけるクリーンエネルギー自動車の導入
- ・民間施設における緑化・屋上緑化の促進

③ 基本方針 3 みんなで省エネを進めるしくみを築こう！

- ・ホームページ・省エネルギービジョンパンフレット等を通じた情報提供
- ・環境イベントにおける省エネ情報提供
- ・家庭等における省エネ推進のための新たな普及啓発
- ・人材紹介・ネットワークづくり
- ・区民・事業者などによる出前講座等の活用
- ・省エネルギー等環境教育・学習プログラムの開発
- ・環境保全に関する表彰制度
- ・省エネルギー推進体制の整備
- ・環境保全推進の基本理念の確立

< 区の率先行動 >

- ・区の事務事業における省エネルギー行動の実践
- ・新エネルギー拡大への貢献
- ・食の省エネルギーの実践
- ・区立施設における省エネルギー機器の計画的導入

- ・区立施設における省エネルギー診断・改修
- ・区立施設における新エネルギー設備の導入等
- ・公用車におけるクリーンエネルギー自動車の導入
- ・区立施設における緑化・屋上緑化

省エネルギー施策の推進方法

区の事務事業については、ISO14001 環境マネジメントシステムによる進行管理等を行います。

(10) 練馬区地球温暖化対策地域推進計画

練馬区地球温暖化対策地域推進計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条に基づき、区民・事業者・区が一体となって練馬区の区域全体に係る地球温暖化対策を総合的、計画的に推進するために区が策定するものです。平成 19 年度から策定作業に着手し、20 年度中の策定を予定しています。

地域推進計画では、18 年 2 月に策定した「練馬区地域省エネルギービジョン」の内容や最近の国や都の地球温暖化対策等を踏まえ、主につぎの項目について定めることとしています。

- ・最新の知見による温室効果ガス排出量の推計・予測
- ・温室効果ガス排出量の削減目標
- ・地球温暖化対策の基本理念、基本方針
- ・地球温暖化対策
- ・地球温暖化対策の推進体制

3 足元からの行動を広げるために

私たちをとりまく環境を守りより良いものにして、次世代に引き継いでいくためには、私たち自身が環境への負荷を軽減する行動を実践することが求められます。

もちろん、環境問題の解決に向けた正解はひとつではありません。それぞれのライフスタイルやビジネススタイルにあわせて、自分に可能な環境配慮行動を実行することが必要です。そして、こうした行動を多くの人が少しずつ積み重ねることによって、地域の環境はもとより、広大な地球の環境の保全にも貢献することが可能となります。まさに‘Think Globally, Act Locally’です。

このような、個々の身近な行動とその積み重ねを「**足元からの行動**」と呼ぶことができます。

練馬区は、練馬区環境基本条例に則って施策の立案・実施に努めるとともに、練馬環境基本計画 2001－2010（改定計画）を着実に推進することによって、環境保全施策を積極的に進め、区としての役割を着実に果たしていきます。また、練馬区民環境行動方針に提案されたプロジェクトの実現化の支援や環境啓発活動その他、さまざまな活動を通じて環境情報や活動の場を提供し、区民・事業者による足元からの行動の広がりを図っていきます。